

調布市社会福祉協議会の基本方針

調布社協は、昨年度法人化 50 周年という節目の年を迎えました。この間、多くの市民、関係団体の皆様のご協力をいただきながら、「いつまでも住みつづけたいと思うまちづくりをめざして」の基本理念のもと、時代の変化に対応した各種福祉サービスの提供をはじめとして地域での見守り、支えあい、つながりづくりなどに関する事業を積極的に展開してまいりました。

しかしながら、一昨年に続き昨年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、恒例の「調布市福祉大会」は中止、「法人化 50 周年記念式典」は今年度に延期、さらに「調布市福祉まつり」は動画配信での実施など、多くの事業において中止や延期、縮小を余儀なくされました。

今後は、コロナ感染症がいつ終息するか全く見通せない状況下で見えてきた市民生活における新たな問題や地域活動に対する継続支援、立上げ等にどのように対応していくか、また、コロナ禍で引き続き多様な市民、団体の方々との連携強化をどのように図り、課題解決に結びつけていけるか、重要で大きなテーマとなってきました。

本年度も、調布社協は地域福祉を推進する要として、国や東京都の動向を注視するとともに、調布市福祉計画と連動し高齢者、障がい者、子ども・若者、市民活動等多岐にわたる分野において市民の皆様に安心して利用していただけるような事業の実施に努めてまいります。その際、コロナの影響により実施が危ぶまれる事業についても、創意工夫を凝らしながら可能な限り実施していくという視点で進めます。

さらに、様々な立場の市民や地域の多様な主体がそれぞれの専門分野や世代を越え、地域づくりに参加・協働し共に支え、支えられながら生きがいと尊厳を持って暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けて調布社協は不断の努力を続けてまいります。

第1部 法人の運営と地域福祉活動の推進

I 事業方針

第1 現状と課題

地域福祉の状況は、社会情勢の移り変わりとともに変化し、昨今その役割が非常に高まってきました。しかし、元号が令和に代わりまもなく発生した新型コロナウイルスという新たな脅威に、地域福祉推進の土台となる住民同士の交流や支え合い活動はおよそ3年もの間大きく制限され、社協事業にも大きな影響を与えています。

調布社協ではこれまで、“制度の狭間”と呼ばれる既存の社会福祉制度では解決できない課題に取り組んできました。コロナ禍でも、「コロナに負けない調布の福祉」をスローガンに、新たに発生した困難な課題に工夫をもって対応していますが、今の困難な状況を乗り越えていくためには、住民一人ひとりが地域の中で生きがいや役割を持ち、協力し支え合う地域共生社会の実現が不可欠です。

昨年度はこの厳しい状況下にありながら、地域福祉推進の大きな財源となる『ちょビット協力金（調布社協会費）』について、多くの皆さまから「自分たちの住む調布の福祉のために」との賛同とともにご協力をいただきました。

この思いに応えるためにも、地域共生社会の実現に向けた地域づくりや相談体制の強化等の取組を具体的に進めていきます。

第2 基本方針

昨年度、調布社協は法人化50周年を迎えましたが、これからの調布の福祉についてより多くの方の理解や参加を得るために、既存のホームページ、機関紙「ふくしの窓」のほか、YouTube等のデジタル媒体の手段を活用して、地域の皆さまに広く周知していきます。

また、地域福祉コーディネーターや地域支え合い推進員を中心とした横断的な連携の強化及び人事考課制度、研修体系の確立による人材育成を行い、組織体制を整備することで、地域の皆さまと協力しながら、新たな活動の立上げや課題を抱えている方の相談支援等に積極的に取り組みます。

第3 重点項目

1 中長期的な視点での法人運営の取組

調布社協は令和3年度に法人化50周年の節目を迎えましたが、社会情勢の変化とともにますます多様化、複雑化する福祉課題に対応するため、常に中長期的な視点を持った法人運営が求められています。

特に、令和6年度からスタートする第6次調布市地域福祉活動計画の策定、調布市が進める新たな調布市総合福祉センター整備への対応等、数年先に訪れる法人としてのターニングポイントに向けて、その先の未来も見据えながら準備を進めていきます。

2 相談支援体制の充実による重層的支援体制整備事業の推進

地域の中では複合化、複雑化した生活課題に加え、新型コロナウイルスの長期化による生活困窮やひきこもり、社会的孤立などの支援に結びつかない人たちの生活課題も顕在化してきています。これらの課題に対し、地域福祉コーディネーターをはじめ、体制を強化した地域支え合い推進員、調布市子ども・若者総合支援事業の相談担当など、組織全体で連携しながら、アウトリーチを含めた相談支援体制の充実により、継続的な支援を進めていきます。以上を踏まえて、国が進める重層的支援体制整備事業の次年度の本格実施に向けて推進していきます。

3 生活困窮者自立支援の強化

特例貸付の償還手続きが今年度より開始されます。新型コロナウイルスの影響を受けて課題を抱える人や世帯に対し、生活の立て直しや就労支援、子どもの学習支援などの状況に応じた細やかな支援の充実を図るとともに関係機関と連携し、自己実現につながる地域づくりに取り組みます。

4 事業の見直し、工夫と変化

新型コロナウイルスの影響により、人と人とのつながりや支えあい、助け合いの重要性が再認識されています。コロナ禍、実施できていない事業だけでなく、新しい形での実施方法を取り入れ、状況にあった事業・活動を展開できるよう、協力員や地域の方の声を聞き取り組んでいきます。

5 人事考課と人材の育成

事業の拡充に伴う組織の拡大と事務局体制の世代交代が重なり、今後の法人運営を担う若手・中堅職員の育成は特に喫緊の課題となっています。

今年度は独自の人事考課制度を本格的に導入し、キャリアパスを提示することで、個々の職員が年次目標だけでなく今後のキャリアビジョンが明確化できるようにします。

また、研修体系の整備をはじめ、職員のキャリアパス要件に到達できるようサポート体制の充実に努めます。

II 事業計画

第1 法人運営

調布市社会福祉協議会を運営する組織体制、財政基盤、関係機関との連携等事務局運営体制についての計画です。

1 組織運営

番号	事業名	財源			
		自主 会	補助 市	委託	事業 ○
1	組織運営				

法人の予算、決算、事業計画、事業報告、定款・規程等の制定のため、また、法人内の監査やチェックを行うため、役員等の会議を開催します。

また、事務局内での職員の意思疎通と連携のために、各階層会議と課内、係内会議等、そして、安全衛生面、危機管理体制を充実する会議・相談を開催します。

事業やサービスと職員への評価を実施して、適正な法人運営に努めます。

目標と方針

- 評議員会…法人運営に係る重要事項の議決機関として、予算、決算、事業計画、事業報告の議決を行い、業務又は財産の状況等に関する審議を行うために評議員会を開催します。多様な市民意見が法人運営に反映されるよう、情報交換及び審議を行います。
- 評議員選任・解任委員会…監事1人、事務局員1人、外部委員2人により評議員の選任・解任を行います。
- 理事会…法人業務の決定、予算、決算、事業計画、事業報告の議決を行うために開催します。適切な事業運営に見合う組織基盤の確立と経営の効率化など重点課題や法人の方向性について検討します。
- 三役会…理事会・評議員会開催へ向けての調整と、法人課題について必要に応じ三役会を開催します。
- 監査会…理事の業務執行、法人内の財産の状況及び事業実施状況を監査するために監査会を開催します。
- 第三者委員会議…社協に寄せられた苦情・要望等の報告を基に、その内容や対応について助言をいただくために第三者委員の会議を開催します。
- 表彰審査委員会…社協の発展及び市内の社会福祉の向上に功労のあった方を顕彰するための審査をします。
- 社協経営会議…会長・常務理事と事務局管理職で、法人全体の課題共有を図り、解決の方向性を定めるため、月1回開催します。社会福祉法人としての経営改善について協議を進めます。
- 社協管理職会議…事務局長以下管理職で、法人全体の課題解決及び人事、財政に関する進行管理のため、月1回開催します。

- 社協運営会議…係長以上の職員で、事業の情報共有と連携及び共通課題を検討するため月1回開催します。
- 課内会議・係内会議…課内正職員の意思疎通と連携のため、課内会議を月1回開催します。また、運営会議の情報の周知及び係内の事業の情報共有と連携のために係内会議を月1回開催します。
- 危機管理委員会…運営会議の中に危機管理委員会を設置し、事故報告、ヒヤリ・ハット報告を行い、法人として提供しているすべての福祉サービスについて、事故の未然防止と不適切なサービスの是正、サービスの安全と質の向上を図ります。
- 衛生委員会…労働安全衛生法に基づき、定期的に衛生委員会を開催し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を始めとした職員の安全及び衛生の確保を推進します。また、平成28年度から義務化されたストレスチェックを引き続き実施し、職員のメンタルヘルスの向上に役立てます。
- ハラスメント苦情処理委員会…ハラスメントに関する苦情及び相談がなされた場合に対応します。
- 虐待防止委員会…経営会議の中に虐待防止委員会を設置し、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援を実施し、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、委員会を開催し虐待の防止に努めます。
- 個人情報保護・情報公開審査会…個人情報保護・情報公開について、必要に応じて審査会を開催します。
- 税理士による経理の月例チェック…毎月、及び決算監査前に顧問税理士による各拠点区分の月次報告、伝票のチェックを受け、適正な経理処理が行われているか確認します。
- 社会保険労務士の指導…契約している社会保険労務士に人事管理、労務管理等の指導を受けます。必要に応じて直接の指導、メール等での相談を行います。
- 事務事業評価・サービス評価…施設運営については東京都の基準に基づきサービス評価・経営評価を行います。
- 人事考課…令和3年度に試行的に実施した新しい人事考課制度を、令和4年度より本格導入をしていきます。【重点項目】
- 職員の育成…研修計画に基づき、東社協等の外部研修への参加や職層別の研修、事業部門ごとの専門職研修を実施するとともに、新たな人事考課制度の下、職員のキャリア形成や資質向上につながる研修制度の検討を進めます。【重点項目】
- 見学会やYouTubeによる法人紹介動画等を通じて、新たな人材確保に努めます。
- 健康相談…職員の健康障害を防止するために健康相談を実施します。また、健康診断の結果をもとに、保健師による健康指導、健康に関する相談、健康体操を月2回行います。

実施内容等

	会 議	開催日数
1	評議員会	3回(6月・12月・3月)
2	評議員選任・解任委員会	随時
3	理事会	4回(6月・9月・12月・3月)
4	三役会	4回(6月・9月・12月・3月)
5	監査会	4回(5月に決算監査・9月に第1四半期会計監査・11月に上半期監査・2月に第3四半期監査)
6	第三者委員会議	2回(半期に1回開催)
7	表彰審査委員会	1回(8月に開催)
8	社協経営会議	12回(毎月開催)
9	社協管理職会議	12回(毎月開催)
10	社協運営会議	12回(毎月開催)
11	課内・係内会議	12回(毎月開催)
12	危機管理委員会	12回(運営会議の中に位置付け毎月開催)
13	衛生委員会	6回(隔月開催)
14	ハラスメント苦情処理委員会	必要に応じて開催
15	虐待防止委員会	4回(経営会議の中に位置付け、3か月に1回開催)
16	個人情報保護・情報公開審査会	必要に応じて開催
17	税理士による経理の月例チェック	13回(毎月と決算監査前に開催)
18	社会保険労務士の指導	適宜開催
19	事務事業評価・サービス評価	適宜実施
20	人事考課	前期及び後期に各1回、考課のための面談を行う。
21	職員資質の向上	研修計画に基づき実施
22	人材の確保	採用試験前の見学会等の検討、実施
23	健康相談	毎月2回開催

2 部会・委員会

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	部会・委員会				

市民の声を社協の事業に反映するため、定款に基づき以下の部会・委員会を開催します。

目標と方針

- 総務部会…ちょビット協力金(会費)や募金箱、寄付金等、自主財源の拡充のための取組を検討するとともに、寄付文化の醸成に努めます。
- 広報部会…ホームページや機関紙「ふくしの窓」、YouTubeに加え、新たに SNS を活用

した広報活動など、よりわかりやすい情報提供ができるよう、検討します。

- 調布市希望の家運営委員会…理事会の諮問機関として、施設の管理運営、事業計画等について検討します。また、運営の公平性、透明性の維持に協力します。(年3回実施予定)
- 希望の家深大寺運営委員会…理事会の諮問機関として、施設の管理運営、事業計画等について検討します。また、運営の公平性、透明性の維持に協力します。(年3回実施予定)
- 市民活動支援センター運営委員会…市民主体の開かれた運営を基本とし、運営委員会を定期的に開催します。次期中長期運営方針の策定をすすめます。
- 調布市こころの健康支援センター運営委員会…事業の円滑な運営、実施について協議するとともに、サービスの質の向上と運営の透明性のために運営委員会を定期的に開催します。
- 第5次調布市地域福祉活動計画推進委員会…調布市地域福祉計画(行政計画)と連携し、8つの福祉圏域ごとの特性を生かした活動の推進を図ります。
- 共同募金調布地区配分推薦委員会…住民の地域福祉ニーズに応じて、地域における配分を調整し、東京都共同募金会の配分委員会に対して意見具申を行い、地域の福祉ニーズを反映させるよう働きかけます。
- あんしん未来支援事業審査会…あんしん未来支援事業を適正、かつ円滑に実施するため、会長の諮問に応じ、調査・審議を行います。また、事業の実施に関する重要事項について協議をしていきます。
- 調布市福祉人材育成センター運営委員会…事業の適切な運営、実施について協議します。
- 調布市子ども・若者総合支援事業運営委員会…事業の円滑な運営、実施について協議するとともに、新たな課題を検討します。

実施内容等

会 議	開催回数
(1) 総務部会	3回
(2) 広報部会	6回
(3) 調布市希望の家運営委員会	3回
(4) 希望の家深大寺運営委員会	3回
(5) 市民活動支援センター運営委員会	11回
(6) 調布市こころの健康支援センター運営委員会	3回
(7) 第5次調布市地域福祉活動計画推進委員会	12回
(8) 共同募金調布地区配分推薦委員会	3回
(9) あんしん未来支援事業審査会	6回
(10) 調布市福祉人材育成センター運営委員会	4回
(11) 調布市子ども・若者総合支援事業運営委員会	4回

3 財政基盤

(1) 会員の拡大

ご協力いただいたちよビット協力金（会費）がどのように活用されているかを可視化し、より多くの市民の方に会員の趣旨をご理解いただけるよう努めます。

インターネットでの会員募集をより強化し、各種広報物への二次元コードの掲載、SNSとの連動等、広報活動や普及活動に取り組みます。

また、自治会が組織化されていない地域並びに市内の福祉施設や企業に対して、団体賛助会員への加入要請に力を入れ、会員拡大を図ります。

(2) 自主財源の確保

① 収益事業

公共施設のほか、民間企業や他団体、市民などにも広く協力を依頼し、清涼飲料水自動販売機の設置と売上の増収を図ります。自動販売機に当協議会のポスターを貼るなど、市民の福祉への関心が深まるよう努めます。

また、地域貢献の一環として、災害救援ベンダーの設置を推進します。

② 広告料収入

「ふくしの窓」での広告料収入の拡大を図ります。また、ホームページのリニューアルに併せ、バナー広告の導入に向けても検討を進めます。

③ 実習生受け入れ収入

大学等の実習生派遣機関との連携を図りながら、多様な実習プログラムを提供することで、将来の福祉人材養成に貢献していきます。また、実習スケジュールを計画的に編成し、質を重視した学びの場となるよう努めます。

④ 募金箱の設置

市内、179 か所に設置している募金箱「しあわせ・福祉・はこぶ箱」の管理や協力店（事業所）のさらなる拡充に努めます。また、募金箱の設置をきっかけとし、地域福祉の理解促進につなげるため、「ふくしの窓」や「社協のしおり」を配架していただく働きかけを行っていきます。

⑤ 寄付金の受付

地域福祉推進の基盤整備のために、個人、法人の皆様からの寄付金を幅広く受け付けます。

⑥ 障害者総合支援法に基づく訪問系介護サービス、指定相談事業所の運営

同行援護事業・サービス利用計画作成による収入を確保します。

(3) 赤い羽根共同募金運動

共同募金調布地区協会の事務局として、社会福祉法に定める共同募金を推進し、次の取組を行います。

- 昨年度新たに導入したオンライン募金システムをさらに周知し、普及活動の強化に取り組めます。
- 市内福祉団体やスポーツチーム等の協力を得て、街頭募金に取り組めます。

(4) 歳末たすけあい運動

共同募金の一環としての歳末たすけあい運動を推進するため、次の取組を行います。

- 募金増額のために、自治会や法人・個人へのPR方法を工夫します。
- インターネットによる募金をより効果的に活用します。
- 運動への市民の協力が得られるようにチラシ、パンフレットの工夫をしながら、自治会等へのわかりやすい説明に努めます。

(5) 補助金

社協の特性にあった社会福祉施策を継続的に行うことができるよう、補助金の確保をしていくために調布市と綿密な協議を続けていきます。

(6) 委託料

調布市や東京都社会福祉協議会が進める社会福祉施策を受託し、責任を持って事業を進めていけるよう、法人としての信頼性と専門性の維持、向上に努めていきます。

4 啓発・普及・宣伝事業

(1) 啓発事業

① 福祉大会

番号	事業名	財源			
		自主 寄基	補助	委託	事業
3	福祉大会				

新型コロナウイルスの影響で延期となった法人化50周年記念式典として、第34回調布市福祉大会を開催し、地域福祉増進のために長年ボランティア活動や福祉活動を行っている市民や事業協力者、福祉事業に対する高額寄付者を顕彰します。

日時：令和4年10月5日（水）午後

会場：グリーンホール 大ホール

② 調布市福祉まつり

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
4	第45回調布市福祉まつり				○

福祉のまちづくりの一環として、福祉に関する理解を深めること、福祉活動への参加・交流を図り、参加団体の日常活動のPRを行うこと及び福祉活動資金を確保することを目的に、2日間にわたり実施します。

第45回調布市福祉まつりは、12月3日（土）・4日（日）に開催します。

目標と方針

- 世代を問わず、誰もが気軽に参加でき、一体感が生まれる内容となるよう、幅広い層の参加と協力を得ながら取り組みます。
- 新しい出会いや、これまで福祉に触れる機会の少なかった人も興味をもてるよう企画し、福祉広報に努めます。
- 新型コロナウイルスの状況を鑑みながら、参加者や来場者の安全を第一に考えて、対面・非対面どちらにも対応できる開催内容を検討します。
- オンラインでの動画配信等を活用し、非接触でも可能となる企画内容や広報活動を検討・実施します。
- 参加団体の福祉活動資金の確保を目的とし、バザーや出店以外の方法で収益金を得られるよう検討します。
- 収益金の配分先、金額及び配分基準について検討します。
- 開催日当日に限らず、準備段階から開催後まで参加団体及び市民の交流の輪が広がる内容となるよう工夫します。
- 福祉への理解、関心がより促進されるような実施内容を検討します。

実施内容等

- 高齢者、障がい者等の当事者団体が作製した自主製品の展示販売を行う。
- 福祉施設、市民団体等がバザー、模擬店を行う。
- 参加団体が発表、福祉体験、相談活動等を行う。
- オンライン動画など、非接触でも可能となる福祉啓発活動を行う。

(2) 普及事業

① 会員募集運動

7月を会員募集強化月間として、自治会や民生児童委員協議会、市内の福祉施設や事業所、法人等に向けて協力を依頼します。社協の活動と会員の趣旨を理解していただくために、市民に広く会員募集を呼びかけるほか、企業との連携を深め、企業が会員となることで地域協力をしやすい働きかけを進めます。

また、インターネットでの会員募集をより広めるため、SNSとの連動を強化します。

② 赤い羽根共同募金運動

10月1日から10月31日までを主たる募金運動期間とし、自治会等への協力依頼を継続するとともに、FC東京をはじめ、市内諸団体と協働し街頭募金運動を展開するなど、募金方法の多様化と寄付文化の醸成を目指します。また、昨年度導入したインターネットを活用した募金システムの更なる普及に努めます。

③ 歳末たすけあい運動

12月1日から12月31日まで募金運動を実施します。募金が地域福祉活動事業に幅広く活用されていることを、自治会の役員のみでなく、地域の方々に理解してもらえよう、会員増強運動および共同募金運動との連携を図りながら、PRを工夫します。

(3) 宣伝事業

番号	事業名	財源			
		自主 共基	補助 市	委託	事業 ○
5	広報活動				○

市民の皆さんが知りたい情報と伝えたい情報が行き交うように広報活動を充実させます。

① 機関紙「ふくしの窓」の発行

<形式、内容>

- タブloid版。奇数月10日に発行します。
- 年6回8面構成、フルカラー印刷で発行します。
- 福祉、市民活動に関する幅広い情報をわかりやすく提供するため、広報部会で広く意見を集め、紙面づくりに生かします。
- イベント・講習会等の情報や市内福祉情報をわかりやすく整理し、社協以外からの情報も提供します。
- より多くの方に福祉情報を周知するため、市内全戸へのポスティング配布を実施します。配布については、福祉への理解と障がい者、高齢者の雇用創出を目的とし、調布市福祉作業所等連絡会及び公益社団法人調布市シルバー人材センターに依頼します。

<モニター制度>

- モニターを募集し、紙面へのご意見や感想を収集します。

<広告収入>

- 広告収入確保及び社協PRを兼ねて、地域で活躍する企業や商店等に広告掲載の協力を呼びかけます。

② 社協ホームページの運営

- 各係・担当者での情報更新等を積極的に行い、新型コロナウイルス感染症への対応やイベント及び講演会の告知等、情報鮮度の高いホームページ管理を行います。

③ SNS の活用

- YouTube チャンネルでの地域活動や社協事業等、福祉情報の発信の充実を図ります。
- 法人として、Twitter 等新たな SNS の活用を検討します。

④ 社協のしおり発行

- 調布社協の活動内容をわかりやすく紹介する「社協のしおり」を発行します。

⑤ 地域マスメディアの活用

- 毎月1回、調布エフエム放送の「調布市ほっとインフォメーション」に出演し、調布社協の事業紹介等、PRを行います。
- 毎月1回、調布市民放送局広報紙「調布市民放送局ニュース」へ、調布社協の事業紹介等、PRの掲載を行います。
- ケーブルテレビ、タウン情報誌等を活用し市民に情報提供を行います。

⑥ ウィンドウ美術館

- 調布市総合福祉センター1階南側窓を、福祉の啓発や宣伝の場として活用します。
- 社協事業利用者の作品を展示し、日頃の活動を発表します。
- 社協事業の広告や市民活動のポスターを展示し、地域で行われている多様な文化活動と交流にスポットをあてることで、社協が市民とともに推進する見守りと交流のまちづくりのイメージ化を図ります。
- 障がい者や高齢者の作品発表の場として提供します。
- 市内社会福祉法人等の求人情報を掲示し福祉の人材確保に努めます。

5 関係機関との連携

(1) 役職員の他機関参画

調布市及び関係機関からの要請に基づき、委員及び役員等として参画します。

(2) 民生児童委員との連携

会長協議会及び全員協議会、地区協議会、部会へ参加し、活動の協働を図るとともに、社協への理解を深めていただくために事業等の説明会を行い、併せて、事業推進への協力を呼びかけていきます。

(3) 自治会との連携

会員募集運動・共同募金運動・歳末たすけあい運動・小地域交流事業・ひだまりサロンへの協力など、地域住民の交流や助けあい活動に連携を深めます。

(4) 調布市自治会連合協議会との連携

調布市自治会連合協議会との懇談会を必要に応じ開催するとともに協議会にオブザーバーとして職員が参加します。

(5) 北多摩南部ブロックへの参加

ブロックを構成する三鷹市、府中市、小金井市及び狛江市の各社協と連携、協力し、研修会の企画実施や連絡会の開催等を積極的にすすめていきます。

(6) 調布市福祉作業所等連絡会

連絡会の継続を支援するとともに、「希望の家」「ドルチェ」「ぴっころ」が施設として参加します。

(7) 地域包括支援センター連絡会

高齢者支援室が所管する地域包括支援センター連絡会に参加して、福祉健康部及び地域包括支援センターと情報の共有をします。

(8) 権利擁護連絡会

高齢者支援室が所管する権利擁護連絡会に2か月に一度参加して、調布市の権利擁護の関係機関と連携を図ります。

(9) 調布市障害者地域自立支援協議会

障害福祉課が所管する調布市地域自立支援協議会の3か所のワーキンググループの1か所の運営を担い、市内の障がい者福祉の相談及び支援機関・障がい者団体等を中心にネットワークを結んでいきます。

(10) 調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会

障害福祉課が所管する調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会の事務局を担い、医療と福祉が連携し、悩みを共有し、課題解決の方向性を一緒に考えていきます。調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会は「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）」における協議の場としても位置付けられており、構成団体のみなさまとともに、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

(11) 社会福祉法人の地域公益活動の推進

社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」のうち、調布市内の地域課題に対して地域の社会福祉法人の連携による取組が求められている中、「調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会」の事務局を担い、調布市内の社会福祉法人の連絡・調整役並びに地域とのつながりづくりの推進役として役割を果たしていきます。

具体的な取組としては、調布市が実施する「フードドライブ」（家庭で余っている食べ物を持ち寄り、地域の福祉団体や施設に寄付する活動・年4回予定）に参加協力するとともに

に、市民への活動周知のための紹介冊子を作製します。

また、各施設での相談対応に取り組み、市民の困りごとを受け止め、地域福祉コーディネーター（CSW）と連携して課題の解決を目指します。

6 計画の推進【重点項目】

- 住民による地域福祉活動の指針となる第5次調布市地域福祉活動計画に基づき、8つの福祉圏域の特性を生かした活動の推進を図ります。
- 令和6年度からの第6次調布市地域福祉活動計画実施に向けて、8圏域ごとの計画策定を目指しています。その準備として、各圏域においての人材の発掘やチーム作り等を進めていきます。
- 調布市が策定した調布市地域福祉計画と連携し、地域共生社会の実現に向けて、住民及び支援機関等との協働により地域づくりの基盤整備に取り組み、地域福祉の向上に努めます。

7 苦情対応

(1) 苦情対応

寄せられた苦情・要望に対しては、苦情解決実施要綱に基づき適切に迅速に対応します。また、サービス利用者や市民の皆さんからのサービス改善に向けての意見も真摯に受け止め、利用する側の視点をサービス向上に役立てます。

(2) 第三者委員

定期的開催する第三者委員会議の中で、いただいた苦情・要望や事故事例を報告し、客観的な視点から意見をいただくことで、サービスの透明性の確保や質の向上に生かしていきます。

また、これまでの個々の事例を検証・分析することでリスクマネジメントの強化につなげるほか、利用者がこの制度を活用しやすくなるための仕組みづくりや周知の方法について検討していきます。

8 個人情報保護

個人情報保護に関する方針及び個人情報取扱業務概要説明書を作成し利用者へ説明及び配付するなど、適切に対応します。

9 危機管理体制

法人としての危機管理体制の整備に取り組み、より安全な運営、不適切なサービスの是正など、サービスの質の向上に努力します。様々な声を聞き逃すことなく業務改善につなげられるように、必要な事例を「要望・苦情・意見・希望等受付書」または「事故報告」にまとめ、月1回の危機管理委員会に報告するほか、第三者委員会議に報告し助言を受けます。

また、日常的な気付きを「ヒヤリ・ハット」事例として共有し、事業実施に活かします。引き続き、新型コロナウイルスについては法人全体で感染予防を徹底していきます。

10 災害対策

番号	事業名	財源			
		自主 基	補助	委託	事業
6	災害対策				

(1) 災害時における事業継続計画（BCP）の推進

地震等の自然災害や感染症等の災害に備え、事務局の体制整備及び事業継続の方向性について適宜点検していきます。また、災害ボランティアセンターの立ち上げや要援護者対応などについて迅速に対応できるよう、BCPに基づき調布社協の体制づくりを進めていきます。

(2) 防災訓練の実施と備蓄品等の充実

大規模災害に備えた職員の参集訓練や、地域及び関係機関との連携を想定した訓練を実施します。また、災害備蓄品のチェックを行うとともに、備蓄品を用いた防災訓練の充実を図ります。

(3) 災害ボランティアセンターの準備

災害ボランティアセンターの設置の経験と教訓を生かし、地震のみならず風水害も想定した大規模災害時の支援の在り方を検討、準備します。

調布市地域防災計画に基づく災害ボランティアセンターの設置について、調布市と協議を進め、運営マニュアルを整備するとともに、被災地支援や災害ボランティアセンター運営等に協力していただける災害ボランティアの発掘・育成に向けて、各種災害ボランティア講座を開催していきます。また、調布市総合防災訓練にも積極的に参加します。

第2 地域福祉

地域住民が主体となって、福祉関係者やボランティア、NPOなどが参加して行う福祉活動並びに福祉に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成を行う事業の計画です。

1 住民主体の相談活動

番号	事業名	財源			
		自主 歳基	補助	委託	基金
1	電話相談				

市民の様々な悩みや不安を聴き、相談員が問題解決に向けてともに考え、内容に応じた情報提供をします。

目標と方針

- ホームページ等による広報や、関係機関への周知に努めます。
- 相談員の相談援助技術のスキルアップを図ります。
- 相談者の話を丁寧に聴き、気持ちへの寄り添いを大切にするよう努めます。

実施内容等

会場	実施日時	相談員
総合福祉センター電話相談室	月～金曜日 13:00～16:00	・1日1人体制 ・8人で交代

番号	事業名	財源			
		自主 歳基	補助	委託	事業
2	ふれあい福祉相談【重点項目】				

地域の身近な居場所として、何気ない会話の中から得た住民の困りごとや悩みに寄り添い、情報提供を行います。

目標と方針

- 令和3年度は新型コロナウイルスの影響により、対面での相談を休止し、代替えとして相談箱を設置しましたが、機能しませんでした。そのことを踏まえ、今後の事業の実施方法や内容等について検討をしていきます。

実施内容等

参考（令和2年度までの活動内容）

会場	実施日時	相談員
富士見地域福祉センター内 市民活動支援センター富士見コーナー	水曜日 10:00～15:00	1日1人体制
染地地域福祉センター内 市民活動支援センター染地コーナー		
菊野台地域福祉センター内 市民活動支援センター菊野台コーナー		
緑ヶ丘地域福祉センター内 市民活動支援センター緑ヶ丘コーナー		
西部地域福祉センター内 市民活動支援センター西部コーナー	月曜日 10:00～15:00 (第4月曜日のぞく)	8人で交代

2 住民主体の交流活動

番号	事業名	財源			
		自主 会基	補助 市	委託	事業
3	ひだまりサロン事業				

誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるように、地域の「居場所づくり」と閉じこもりや孤立を予防することを目的とした、住民の主体的かつ積極的な仲間づくりや活動づくりの支援と推進を図ります。

目標と方針

- 各圏域ごとの地域支え合い推進員、地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）、ボランティアコーディネーター等が連携し、サロンごとに活動についての相談に応じ、充実した活動が実施できるように努めます。
- 応援スタッフと共にサロン立ち上げや活動の継続支援を行います。各サロンからも応援スタッフ会議に参加していただくことで、サロンスタッフの声を反映した事業運営に努めます。
- 地域住民や関係機関へひだまりサロンの活動情報を周知するため、活動紹介冊子、ホームページ等の活用を進め広報活動を強化します。
- サロン間での情報共有や地域の中で交流が生まれるような企画を実施します。
- 各サロンがコロナ禍でも、引き続きつながりや新たな交流が図れるような方法を、サロンスタッフと一緒に考えます。

実施内容等

- 活動への支援
ひだまりサロンを実施する団体に、運営に関する相談、活動情報の提供、会場確保の相

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
4	高齢者会食サービス【重点項目】		市		○

見守り三事業の一つとして、ひとり暮らし高齢者にボランティアの手作りによる昼食を提供し会食することにより、見守り及び健康増進と孤独感の緩和を図ります。

目標と方針

- 新型コロナウイルスの影響により、2年間に渡り事業を休止していましたが、利用者とボランティアの安全を考慮した事業内容の検討を進めていきます。

実施内容等

参考（令和元年度までの活動内容）

- 事業対象者
ひとり暮らし、日中独居又は高齢世帯のいずれかに該当する70歳以上の高齢者で、民生児童委員が必要と認めた者（登録制）
- 利用料
1回400円
- 市内10か所の地域福祉センターで、週1回（月4回）ボランティアによる手作りの昼食を調理し、高齢者と会食します。
- 諸事情により会食の開催が難しい場合は、電話による安否確認を実施します。

実施日	地域福祉センター	実施回数	利用者定員数	ボランティア数
火曜日	深大寺、菊野台	各月4回	各15人	各20人程度
水曜日	下石原、富士見、染地			
木曜日	西部、調布ヶ丘、緑ヶ丘			
金曜日	入間、金子			

※祝日と年末年始、5週目は休み

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
5	高齢者会食ミニデイサービス【重点項目】		市		

高齢者会食が始まる前の時間に、ミニデイサービスとして健康体操・歌・レクリエーションダンス等を行うことによって、地域高齢者の健康の維持増進、身体機能の低下予防を行います。

目標と方針

- 新型コロナウイルスの影響により、2年間に渡り事業を休止していましたが、利用者とボランティアの安全を考慮した事業内容の検討を、高齢者会食と連動して進めていきます。

実施内容等

参考（令和元年度までの活動内容）

- 事業対象者
高齢者会食利用者及び地域の高齢者
- 利用料は無料
- 実施体制
高齢者会食に付随する補助事業で、運営方法はボランティアが中心となる拠点と、派遣講師が中心となる拠点の2形態となっています。

ボランティア運営拠点⇒入間・緑ヶ丘 2か所
講師運営拠点⇒金子・調布ヶ丘・西部・菊野台・深大寺 5か所

地域福祉センター	実施日	実施回数	内容
菊野台	火曜日	月2回	調整中
深大寺	木曜日	月1回	体操
調布ヶ丘	木曜日	月2回	体操
西部	木曜日	月2回	体操
金子	金曜日	月2回	体操
入間	金曜日	月1回	歌、小地域交流事業参加
緑ヶ丘	金曜日	月3回	体操、歌、小地域交流事業参加

※祝日と年末年始は休み

番号	事業名	財源			
		自主 会基他	補助	委託	事業 ○
6	小地域交流事業				○

地域の中で一人ひとりがお互いに支えあい、助けあって健康で安心した生活が送れるような「集いの場」、「出会いの場」づくりと、各地域の特徴を生かした通年の世代間交流活動をめざします。

目標と方針

- 各地域の状況把握に努め、情報交換、共有を図り、地域の人たちの想いを大切に魅力ある世代間交流の方法を検討、実施します。
- 地域住民だれもが参加できる活動を目指します。
- 広く、多くの方に実行委員会への参加を募ります。
- オンライン配信等含めた地域福祉活動のPRを行います。
- 新型コロナウイルスの状況を鑑みながら、実行委員とともに各地域でできることを考え、新しい形での実施を目指します。

実施内容等

- 実行委員会で内容、日程、回数を決定します。
- 実施形態は定期的に活動している地域、年1回のみの地域など様々です。

	地域（会場）名	事業名	実施予定月
1	深大寺小学校	深大寺ふれあいのつどい	新型コロナウイルスの状況を鑑み、各地域実行委員会により、実施の可否、日程及び内容を決定する予定
2	若葉小学校 人間地域福祉センター	3世代輪投げ大会 入間はつらつ地域まつり 若葉小新春お茶会 手芸工作教室	
3	富士見地域福祉センター	富士見ふれあいのつどい ふれあいのつどいパートⅡ	
4	調布市こころの健康支援センター	布田わくわく歌声ひろば 布田わくわくひろばまつり 布田小とのふれあい活動	
5	国領小学校	国領わいわいまつり	
6	西部地域福祉センター	西部ふれあいのつどい	
7	調布ヶ丘地域福祉センター	調布ヶ丘わくわく広場 わくわく広場パート2	
8	下石原地域福祉センター	下石原地区ふれあいのつどい	
9	緑ヶ丘地域福祉センター	緑ヶ丘・仙川ふれ愛のつどい ふれ愛のつどいパート2	
10	金子地域福祉センター	金子ふれあいまつり 金子ふれあいまつりパート2	
11	染地地域福祉センター	ボランティアまつり染地 ふれあいのつどいパート2	
12	菊野台地域福祉センター	菊野台地区地域のつどい	
13	深大寺地域福祉センター	ふれあいフェスタ北ノ台	

3 住民主体の訪問活動

番号	事業名	財源			
		自主	補助 市	委託	事業
7	電話訪問事業				

見守り3事業の一つとして、ひとり暮らし高齢者等に、電話訪問員（ボランティア）が電話を通じて話し相手となり、安否確認による事故の未然防止と孤独感の緩和を図ります。

目標と方針

- 対面せずにできる見守り事業として、安定して事業を継続できるよう工夫しながら取り組みます。
- 長期化しているコロナ禍で孤立している高齢者をサービスにつなげられるよう、民生児

童委員や関係機関との連携強化を図ります。

- 民生児童委員をとおして事業を周知する等、広報活動に力を入れます。
- 悪質商法、熱中症、インフルエンザ、新型コロナウイルス等の予防についても適宜情報提供を行い、事故の未然防止を図ります。
- 防火・防災の啓発をするるとともに関係機関とも連携をとり、希望者に対しては消防署が行う防火・防災診断訪問につなげ、安全と安心の提供及び事故の未然防止を図ります。
- 研修を通じて訪問員として必要な知識や技能を高めます。
- 安定した事業継続をするため、新たな訪問員の人材確保に努めます。

実施内容等

- 事業対象者
 - ①概ね 70 歳以上のひとり暮らし高齢者
 - ②民生児童委員が必要と認めた者（例えば日中ひとり暮らし、高齢者のみ世帯等、見守りが必要と判断される方）
 - ③社会福祉協議会会長が特に必要と認めた者
- 実施日程・回数等

電話訪問員が月曜から金曜日の午前中に週1回、総合福祉センターから電話をかけます。
- 利用料：無料

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
8	友愛訪問事業		市		

地域社会との交流を必要とする高齢者に、友愛訪問員（ボランティア）が訪問し、話し相手をします。安否確認や事故の未然防止と孤独感の緩和を図ります。

目標と方針

- 利用については、状況に応じて関係機関との連携を図り決定します。
- 研修を通じて訪問員として必要な知識や技能を高めます。
- コロナ禍でも安心して訪問できるよう工夫します。
- 安定した事業継続をするため、新たな訪問員の人材確保に努めます。

実施内容等

- 事業対象者

65 歳以上の高齢者で次のいずれかに該当し、心身の状況がボランティアで対応できる範囲の方

 - ② ひとり暮らし
 - ②家庭内において日中ひとり暮らし等話し相手を要する方
- 実施日程・回数等：週1回（隔週または月1回も可能）
- 利用料：無料
- 利用者の誕生日の前後には、事業担当者が訪問し、利用者の状況把握の機会とします。

4 企業との協働活動

番号	事業名	財源			
		自主 歳基	補助	委託	事業
9	見守りあんしん訪問事業				

見守り3事業の一つとして、ひとり暮らし高齢者等に乳酸菌飲料（ヤクルト）を訪問員（ヤクルトレディ）が直接手渡す方法により、安否確認による事故の未然防止と孤独感の緩和を図ります。

目標と方針

- 民生児童委員、関係機関等へ事業内容の周知や、ふくしの窓、市報、調布市ほっとインフォメーション（調布FM）等の活用を通じて広報を強化します。
- 民生児童委員や関係機関と連携して安否確認を行います。
- ヤクルトの各配送センターを訪問し、訪問員（ヤクルトレディ）との情報交換を行うことで本事業の充実に努めます。
- 新型コロナウイルスの感染対策として、訪問員（ヤクルトレディ）はマスクを着用しての訪問とします。

実施内容等

- 事業対象者
 - ①概ね70歳以上のひとり暮らし高齢者。ただし、社会福祉協議会で行っている会食・給食サービスを利用している方を除きます。
 - ②民生児童委員が必要と認めた者（例えば日中ひとり暮らし、高齢者のみ世帯等、見守りが必要と判断される方）
 - ③社会福祉協議会会長が特に必要と認めた者
- 実施日程・回数等
訪問員（ヤクルトレディ）が週2回（月曜日と木曜日）訪問し、乳酸菌飲料（ヤクルト）を直接手渡す方法により利用者の安否を確認し、一声かけることで交流を深めます。
- 利用料：無料
- 安否の確認方法
乳酸菌飲料（ヤクルト）を直接手渡しできなかった場合、社会福祉協議会事務局より、利用者本人や関係機関または緊急連絡先と連絡をとり安否の確認をします。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
10	高齢者訪問理美容サービス		市		

調布市にある理容生活衛生同業組合及び美容生活衛生同業組合（以下「組合」という）と協働し、要介護3以上の在宅高齢者の自宅に理容師又は美容師が訪問のうえ、調髪を行い、生活の質の向上を図ります。

目標と方針

- ふくしの窓や市報への情報掲載、また関係機関への申請書付きチラシの配布等、制度の周知に努めます。
- サービスの質を高めるために、組合員研修及び利用者満足度アンケートを行い、アンケート結果は組合員とも共有します。
- 組合員研修への参加者が増えるよう、研修の実施方法等を検討します。
- 利用者がサービスを利用しやすいよう、わかりやすい資料提供に努めます。

実施内容等

- 事業対象者
市内に住所を有する、65歳以上で要介護3以上の在宅の方
- 実施日数・回数等
申請者には年4回(10月以降の申請は2回)利用できる理美容券を交付します。調髪は、利用者と理容師または美容師との間で日程調整のうえ、自宅を訪問して行います。
- 費用
利用者負担は1回当たり2,000円です。
従事した組合には、1回当たり2,500円を手数料として補助します。

5 人材育成

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
11	手話講習会事業		市		○

手話の普及と手話通訳者養成のために、クラスごとの講習、講演会及び学習発表会を行います。

目標と方針

- 手話の普及から手話通訳者の養成まで、各クラスの連続性を持たせた事業運営体制及び内容の検討を行います。
- 新型コロナウイルスの影響により、令和2年度は養成応用クラスのみ、昨年度は入門・基礎・養成基本クラスの実施となりましたが、今年度から全クラス再開いたします。
- 入門・基礎クラスに関しては、聴覚障がい者講師をメインとした授業を行います。また、養成クラスにおいても聴覚障がい者講師を配置します。
- 講師等への指導スキルの向上を図るための継続した研修機会を設けてまいります。
- 講師体制・カリキュラム等、今後の手話講習会の在り方を、次年度に向け検討していきます。
- 聴覚障がい者との手話を通じた交流の機会を設けることで、受講生の理解・技術の向上を図ります。
- 口形を活かした手話指導を行うことから、消毒や換気の徹底・飛沫板の設置・フェイス

シールドの配布を行い、受講生の安全確保に努めます。また、昨年度に引き続き、受講時間を1.5時間から2時間に変更し、実施回数と定員を各クラス削減して実施してまいります。

- 新型コロナウイルスなどにより、集合形式で実施できない場合は、オンラン授業の導入を検討します。

実施内容等

課 程		実施日	実施回数	定員	受講料	内容
入門クラス	昼間	火曜日	全 18 回	25 人程度	年間 4 千円	①聴覚障がい者に関する理解 ②障がい者福祉論 ③手話の理論と実技
	夜間	金曜日				
基礎クラス	昼間	火曜日	全 23 回	20 人程度		
	夜間	金曜日				
養成基本クラス	昼間	火曜日	全 27 回	15 人程度	通訳者になるための技術習得	
養成応用クラス	夜間	金曜日	全 27 回	10 人程度		

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
12	研修の場の提供				

福祉人材育成を担う機関として、行政、企業、学校及び社会福祉従事者等の要請に広く応えていきます。

目標と方針

- 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、福祉の専門的な知識、技術、倫理を身につけること、社会福祉士などの資格取得や、学校企業等の人材育成に積極的に協力します。

実施内容等

- 福祉・医療専門職資格取得のために必須となる実習や、教員免許取得に必須となる介護等体験の場を提供します。
- 社会福祉士国家資格取得のための実習受け入れ施設が不足していることを踏まえ、そのニーズに応えるため、社会福祉援助技術現場実習を受け入れます。
- 民生児童委員をはじめとした社会福祉従事者の知識等の習得のため、研修の機会を提供します。
- 小学生及び中学生の総合学習として、福祉に関する講座や体験の機会を提供します。
- 中学生・高校生のための職場体験の場を提供します。
- 企業の従業者研修としての福祉・介護体験の場を提供します。
- 上記のいずれの内容も、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、各機関と調整しな

がら受入れ内容を計画していきます。

6 団体支援等

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
13	調布市地域福祉活動支援事業			市	

地域の支えあいにより、誰もが住み慣れた地域で生活を送ることのできるあたたかい社会を実現するために、新しく活動を立ち上げようとしている団体を支援します。

目標と方針

- 地域福祉の視点に立って活動をスタートさせようとしている団体の立ち上げ、またはすでに活動を行っている団体の新たなチャレンジを助成金等で支援します。

実施内容等

- 1 団体 50 万円（最大助成期間 3 年間）を限度に助成を行います。また、広報支援、団体間の交流促進等も行います。
- 4 月にプレゼンテーションによる選考を行い、年度末に活動報告・交流会を行います。活動報告・交流会では一年間の活動発表のほか、過去の助成団体をゲストスピーカーとして招き、助成終了後の活動継続、発展を図ります。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
14	福祉有償運送に係る補助事業	歳			

社協で行っていたハンディキャブ運行事業の協力者が中心となって設立した福祉有償運送を行う特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）に対して、補助金を交付することにより、公共の交通機関の利用が困難な高齢者及び障がい者が、低額の利用料で外出が可能となるように支援します。

目標と方針

- 市や社協の財政的支援だけでなく、NPO 調布ハンディキャブの自主財源による運営へ移行できるよう支援を行います。
- 利用率増加のために、事業の広報活動について強化します。
- 新型コロナウイルスの感染防止に向け、情報収集を行い、有効な対策を講じ事業を行います。

実施内容等

- 補助対象経費は、福祉有償運送に使用する福祉車両関係の経費、事務所やコーディネー

ター人件費等の運営経費です。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
15	調布市老人クラブ活動支援事業 (さるすべりシニア調布)			市	

老人クラブが地域に根ざした自主的な住民活動として、より一層の活発化を図り、調布市老人クラブ連合会の円滑な運営を進めるための事務局機能を担います。また、単位老人クラブの運営、新規老人クラブ立ちあげの支援を強化します。

目標と方針

- 各単位老人クラブに対して事務処理や経理事務等の支援をします。
- 地域の既存団体（調布市民生児童委員協議会、調布市自治会連合協議会等）と連携し、地域活動の参加推進を図ります。
- 各行事等、自主的運営ができるよう支援します。
- 新規クラブ立ちあげや会員増強活動の支援をします。
- ホームページ等を通じ、より多くの方に認知していただき、会員増強を図ります。
- 会員の高齢化やその他の様々な要素により、これまでと同様の方法では事業の実施が困難になることもあるため、工夫をして事業を実施できるようにします。
- 連合会の会員を人材資源と捉え、会員内外へのボランティア活動事業を立ち上げることを目標とします。
- 世代交代促進のため、若手高齢者向けの事業を創設する支援をします。

実施内容等

	項目	回数	内容
会 議	総会	1回	連合会の予算決算等重要案件を決するため開催
	理事会	12回	組織運営及び事業の企画立案
	三役会	12回	理事会で取り上げる議案について調整等を行う
	会長会議	2回	市内単位老人クラブの連絡調整及び伝達事項等を行う
	総務部会	6回	総務部に関連する案件の調整を行う
	健康部会・文化部会	3回	健康部・文化部の事業調整等を行う
	女性部常任委員会	5回	女性部の事業を円滑に行う
	女性部ブロック委員会	5回	女性部の事業を各ブロックで円滑に行う
	女性部全体会	1回	女性部の総会
	各事業専門委員会	随時	各事業の運営を円滑に行う
広 報	会報「不老又新」の発行	2回	会員への情報提供及び関係機関や市民への啓発事業として発行
	市老連ホームページの運営	随時	これからの世代に対して情報提供を行う
	チラシ配布	随時	老人クラブへ入会を促すチラシを作成し、自治会に配布

研 修	友愛実践活動研修会	3回	友愛活動を担っている会員の資質向上
	みんなの健康教室	4回	会員が健康でいるための知識、情報等を提供
	指導者研修会	1回	単位老人クラブの正副会長や役員等の研修
	新任会長役員研修会	1回	新任の各クラブ役員へ市老連の組織等を説明する
	会計相談会	1回	会計について不安のあるクラブに対して個別に対応する
交 流	日帰り研修旅行、一泊旅行、ペタンク大会、輪投げ大会、グラウンドゴルフ練習・大会、ダンス教室、囲碁教室・大会、将棋大会、俳句大会、芸能大会、カラオケふれあいのつどい、健康吹き矢教室、歴史教室、英語に親しむ会、ポッチャ教室、女性部おたのしみフェスタ		
行 事	会員作品展、他区市町村老連との交流会、新春のつどい、調布よさこい、福祉まつり、地域交流事業への協力		
他	第4ブロック事業参加	随時	東老連多摩地区第4ブロック内の会議・事業への参加
	東老連等への参加	随時	東老連・全老連の会議・事業への参加

番号	事業名	財源			
		自主 基	補助 市総	委託	事業
16	福祉団体助成事業				

福祉団体等の運営や事業に対し助成を行います。

目標と方針

- 資金助成を通じて、団体の活動を支援します。

実施内容等

No	令和4年度助成団体(予定)	助成内容
1	調布市原爆被害者の会	会運営費・平和大会参加助成
2	調布市遺族厚生会	会運営費・平和祈年祭
3	共同募金調布地区協力会	会運営費

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
17	調布市障害者(児)団体連合会への支援				

調布市身体障害者福祉協会、NPO法人調布心身障害児・者親の会、調布市聴覚障害者協会、調布市視覚障害者福祉協会及び調布市精神障害者家族会かささぎ会が、障がいの種別を超えて連携し、市民及び関係機関への理解を深めることができるよう、調布市障害者(児)団体連合会の事務局として円滑な事業運営に努めます。

目標と方針

- 当事者同士の情報交換や連携、交流の機会をもち、互いの障がい理解や協力を進めます。
- 各団体の連携を深め、障がい理解の促進を行います。

実施内容等

- 総会及び評議員会を開催します。
- 感染症の状況をみながら、障がい理解などをテーマに合同会議を開催し、行政等と協働します。また、調布市が実施する講演会への協力等、積極的に協働します。
- 総合福祉センター更新に関する話し合いの場に参加し、団体間の情報の共有と課題の検討が円滑に行えるように努めます。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
18	機材の貸出				

市民活動、地域活動の支援としてイベント用の機材貸出を行います。

目標と方針

- 住民主体活動の充実を側面から支援するため、貸出備品を整備していきます。

実施内容等

- プロジェクター、スクリーン、CDラジカセ、拡声器、ワイヤレスアンプセット、延長コード、ポッチャボール一式、輪投げセット、折りたたみ椅子、テント大、テント小、テントウェイト、ブルーシート、冷水用ジャー、ビンゴゲーム抽選機、パネルセット、譜面台、ポップコーン機、移動式赤ちゃんの駅（授乳用テント・おむつ台）等を無料で貸出します。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
19	後援事業				

福祉施設、福祉団体が主催する催し物や企業等が主に社会福祉を目的として行う催し物に対して後援します。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
20	健康支援金の支給		市		

原子爆弾被爆者健康手帳を所持している方に、健康支援金を支給します。

目標と方針

- 市内在住のすべての原爆被害者を支援できるよう関係機関と連携していきます。

実施内容等

- 市内在住の被爆者健康手帳を所持している方に年1回健康支援金1万円を支給します。

番号	事業名	財源			
21	調布市いきいきクラブ調理運営協議会事務局	通所介護事業より委託費として支出			

通所介護事業「アイビー」の昼食提供をするボランティア組織「調布市いきいきクラブ調理運営協議会」の事務局機能を担います。

目標と方針

- ボランティアによる昼食提供が安定的に実施されるよう、20ブロック（ボランティア班の呼称）の代表者（ブロック長）会議を通じて情報共有と連携を図ります。
- 欠員及びボランティアの欠席の予定があるとき、他ブロックとの交流目的も含めブロック長会議で協力依頼していきます。
- ブロック長会議や活動時に、通所介護事業「アイビー」の利用者の状況を伝えることで美味しく食べやすい食事提供ができるよう支援していきます。
- 安全に調理活動を行えるよう、ボランティア同士の交流の企画となるように研修会を開催します。
- 欠員のボランティア募集とともに、「いきいきクラブ調理運営協議会」の広報に努めます。
- やりがいを持ってボランティアを続けていけるよう、また、会員に実施したアンケート結果を活かせるよう、協議会運営の在り方について協議検討していきます。

実施内容等

- 調理活動は年240回程度を予定しています。そのほかに次の会議等を予定しています。
 - ・総会…年1回、役員会…年12回、ブロック長会…年12回、監査会…年1回
 - ・研修会…年2回
- 新型コロナウイルスの状況によって変更や中止を検討します。

7 地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
22	地域福祉コーディネーター 【重点項目】 （コミュニティソーシャルワーカー）			市	

制度の狭間で苦しんでいる方や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない方などに対し、相談対応ならびに地域福祉を育むことにより、地域の生活課題の解決に向けた取組を行います。

目標と方針

- 社会の変化とともに変わり得る課題に対して、既存の概念にとらわれず、柔軟な発想でニーズの把握と対応できる体制づくりを目指します。
- 重層的支援体制整備事業のうち、「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「参加支援事業」において、住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包

括的な支援体制を整備します。

- 「多機関協働事業」の実施および、調布市地域福祉計画の重点施策であるトータルケアシステム推進のため、相談支援包括化推進会議および圏域別専門職ネットワーク会議等を通して、関係者の連携の円滑化および多機関連携の支援体制の構築を目指します。
- 「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」実施において、個別に訪問したり、地域のイベントや会議等に参加したりすることで、個別支援ニーズや地域生活課題を把握するとともに、当事者に対して丁寧な働きかけ、関係性構築を目指します。
- 「参加支援事業」実施において、様々な課題を抱えている住民が孤立することなく地域で生活できるよう、支援機関や企業・商店、行政等と連携しながら、住民とともに既存の社会資源の拡充を図り、当事者と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。
- 第5次調布市地域福祉活動計画の推進を図り、次期活動計画の策定の準備を行います。
- 空き家や空き店舗、社会福祉施設、自宅や店舗の一部スペースの活用など、行政や住民とともに新たな資源の掘り起こしを行い、地域の交流の場を創出します。
- ルーテル学院大学、近隣市（三鷹市、武蔵野市、小金井市）並びに各市社協とともに、「地域福祉ファシリテーター養成講座」を開催し、新たな支え合い活動を企画・実施する中核となる活動者を養成します。
- 調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会と連携・協働し、社会福祉法人が取り組む地域公益活動の推進を図ります。
- 地域支え合い推進員及びボランティアコーディネーターをはじめ、他部署、支援機関との情報共有・連携を図ります。
- 定期的に調布市担当課との意見交換の場を設け、協働体制を構築していきます。
- 東社協等が実施する研修への参加や外部講師によるスーパービジョン（指導・助言等）を行い、職員の資質向上に努めます。

番号	事業名	財源
23	ちょうふ地域福祉フォーラム	地域福祉コーディネーター事業より支出

自分たちが生活する地域の課題を発見し、その課題を解決するための実践を学ぶ機会とします。住民の地域福祉への関心を高めることを目的に開催します。

目標と方針

- 調布市地域福祉活動計画との連動を図ります。
- 地域の課題に応じたテーマを設定し、実施します。
- 感染症予防に留意した方法で、開催します。

第3 高齢者福祉

介護が必要な高齢者や、予防の必要な高齢者を対象にした調布市からの受託事業が中心の事業の計画です。

1 相談事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	福祉相談			市	

調布市総合福祉センターにおいて、対面又は電話による各種相談や問い合わせに応じ、傾聴、情報提供及び各関係機関への連絡・紹介を行います。

目標と方針

- 相談内容の趣旨をしっかりとつかみ、各関係機関とのスムーズな連携を図りながら、専門性のある相談活動に努めます。

実施内容等

種類	担当	実施日	場所
福祉に関する生活全般や制度の利用等の相談 その他各種問合せ	福祉相談員	月～金曜日 9:00～16:00	総合福祉センター

2 通所事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	通所介護・総合事業国基準通所型サービス(アイビー)			市	○

介護保険制度のサービスとして、要支援及び要介護状態になった利用者に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるように、通所介護事業及び国基準による通所型サービスを実施し、社会的孤立感の解消及び心身の機能維持、介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

目標と方針

- 新型コロナウイルス感染症予防対策を講じ、安全な活動を継続します。
- 活動内容について、利用者や職員も密を防ぎながらも楽しめる活動を意識し、提供していきます。
- 利用者が、在宅生活を送る上での生活機能の維持向上に焦点を当て、利用者のニーズに沿ったプログラムをするために、専門職間の情報共有の方法を検討し、連携を強化します。

す。また、季節を感じられるような行事を企画実施する等、サービスの質の向上を図ります。

- 高次脳機能障害者支援促進事業等、調布社協が実施する障がい者サービスともしっかりと連携しながら、デイサービス活動の枠に捉われず、サービスの価値を高めていきます。
- 職員の支援技術のスキルアップ及びチームケア向上のため、計画的に研修を実施します。特に、作業療法を目的とした活動については、その技術を経験の浅いスタッフがベテランスタッフから習得できるよう、研修や実践の機会をつくります。
- 利用者への直接サービス以外に、利用者満足度調査の実施やマニュアルの点検・整備、失語症家族会の企画などによりサービスを補強し、より安全で充実した活動をつくっていきます。
- 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、医療機関等に、脳血管疾患による後遺障がいのある利用者を多く受け入れ機能訓練等の活動を行うアイビーのサービスを必要としている方に情報が届くようホームページも活用しながら、発信を続けていきます。
- 大規模地震や火災を想定した消防避難訓練を月1回実施し、利用者、職員の安全が確保できるよう、被害を最小限にとどめることができるようにしていきます。
- 食事形態や服薬方法等、利用者に応じた適切なサービスが提供できるよう利用者の希望や状態の把握を行います。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者についても、引き続き通所介護相当のサービス（国基準通所型サービス）を提供していきます。

実施内容等

事業	対象	実施日	定員	内容
通所介護 総合事業国基準 通所型サービス	要介護1～5 要支援1、2 事業対象者	月～金曜日 年間実施 日数243日	1日 35人	機能訓練（理学療法・作業療法・言語訓練）・趣味活動・制作・音楽・体操・レクリエーション

研修項目

対象	実施日 (スタッフ会議時)	研修内容
現任及び新任の 職員	4月	・法令順守に関する研修
	5月	・高次脳機能障がいに関する研修
	6月	・プライバシーポリシーに関する研修
	7月	・摂食嚥下機能に関する研修
	8月	・虐待(身体拘束)に関する研修
	9月	・感染症、食中毒に関する研修
	10月	・苦情対応に関する研修

11月	・感染症予防に関する研修
12月	・認知症高齢者介護に関する研修
1月	・災害対応に関する研修
2月	・リスクマネジメントに関する研修
3月	・利用者の権利擁護に関する研修
随時	・その他の研修

※上記のほか、東京都、東京都福祉人材センター等が主催する研修への派遣を適宜実施予定

時期ごとの行事活動

時期	行事内容	時期	行事内容
3月～4月	さくら見学	11月	紅葉見学
7月	七夕	12月	クリスマスコンサート ※
8月	納涼会 ※	1月～2月	新春コンサート ※

※ 新型コロナウイルスの状況に応じて実施を検討。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託 市	事業
3	総合事業市基準通所型サービス（よつば）				

介護予防・日常生活支援総合事業として、調布市独自の基準による通所型サービスを実施します。また利用者が要介護状態になることを予防するため、運動機能向上プログラム等により、身体機能の維持、改善を図ります。

目標と方針

- 在宅で自立した生活を継続できるよう、身体機能や脳機能の維持・活性化につながるプログラムを工夫・検討していきます。
- 地域包括支援センター等と連携し、またウインドウ美術館にポスターを掲示し、広報誌「ふくしの窓」の紙面やホームページも活用するなどして、事業を周知し利用者の確保に努めます。
- 必要に応じ、家族、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等関係機関と情報共有しながら利用者がいきいきとした在宅生活を続けられるよう見守っていきます。
- 新型コロナウイルス感染予防対策をとり、安心・安全なサービス提供に努めます。

実施内容等

実施日	年間実施回数	定員	対象者	内容
月曜日	47回	15人	要支援認定を受けた	介護予防に必要な「体操」

水曜日	50回	15人	方・基本チェックリストにより、事業対象者となった方のうち、市基準通所型サービスの利用が必要な方	「脳トレ」を中心に「趣味活動」「創作活動」等を実施します。
金曜日	50回	15人		

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
4	知って活かそう介護予防			市	

介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業のうち、介護予防普及啓発事業として位置付けられ、体の運動を中心に、栄養・口腔・認知症に関する介護予防の講話を行います。

目標と方針

- 事業を通じて、運動の習慣が身につく、仲間との交流を楽しめるなど、利用者の介護予防への意識が高まるような取組みを行います。
- 事業終了後においても介護予防を継続できるように、ステップアップ教室への参加奨励等を行います。また、利用者同士のグループ形成につながる働きかけを行います。
- 新型コロナウイルス感染予防対策をとり、安心・安全な実施に努めます。

実施内容等

実施日	実施回数	時間	定員	内容
水曜日	8回 (8月17日～10月26日)	午前	20人	講師による運動や認知症予防講座

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
5	ふれあい給食			市	

市内在住の70歳以上のひとり暮らしの方、高齢者世帯や日中ひとり暮らしの方等で小学校に自力通所できる方を対象に、学校給食の児童との会食等による世代間の交流、趣味活動、体操等を通じ、孤独感の緩和、介護予防を図ります。

目標と方針

- 新型コロナウイルス感染予防対策をとり、利用者・協力員の安全に努めながら柔軟に実施します。
- 昨年度は新型コロナウイルスの影響で実施回数が大幅に減ったことから利用者数が減少し、また利用者の体力が低下しました。利用者の体力向上に努めます。

- 拠点となる小学校との連携により、安定した運営を行います。
- 小地域交流事業に参加する機会を設けます。
- 利用者が積極的にプログラムに参加できるよう工夫します。
- 利用者の自発的な活動を支援します。
- 利用者の状況に応じて、家族・関係機関と連携し、支援を行います。
- 利用者へ、各種情報を提供します。
- 協力員のスキルアップのための研修を年に1回行い、協力員の役割拡大を図ります。
- 消防訓練を年に2回実施します。
- 広報誌「ふくしの窓」や市報への掲載、関係者・機関との連携等により、積極的に利用者募集を行います。
- 適宜、協力員の募集を行います。

実施内容等

場所	曜日	時間	定員	年間回数	備考
染地小学校	火曜日	10:00~15:00 (小学校の給食 休業時は 10:00~13:00)	16人	25回	1日3人の協力員 と事業担当者により運営
	水曜日		16人	25回	
緑ヶ丘小学校	水曜日		16人	25回	
	金曜日		16人	25回	
石原小学校	木曜日		16人	40回	
	金曜日		16人	40回	
北ノ台小学校	木曜日	16人	24回		

※調布市高齢者支援室と協議のうえ、今年度は隔の実施となりました。

※石原小学校に関しては、利用者が多く密を避け1クラスを2班に分けるため他の小学校に比べて実施回数に違いがあります。

※新型コロナウイルスの感染状況によって実施回数等は変更がでます。

3 福祉機器貸出し

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
6	福祉機器貸出し		市		○

介護保険法、障害者総合支援法及び調布市の福祉諸制度の利用が対象外となる方々に対して、車いす及び特殊寝台を有料で貸出し、日常生活を支援します。

目標と方針

- 車いすの貸出し事業の需要増に対応するため、車いすの購入や寄付の活用など、台数の安定確保に努めます。

- 車いす修理ボランティアによるメンテナンスを行い、安全な車いすを提供できるようにしていきます。

実施内容等

機器の種類	対象者	利用料	貸出し期間
車いす	① 歩行困難な方 ② 在宅で介護・散歩・通院などに必要な方	1 か月 300 円	3 か月以内で必要な期間 3 か月以上必要な場合は更新可能
特殊寝台	65 歳未満の方で、上体起立姿勢の保持が困難な方	レンタル料の 20%	貸与の必要がある期間

※介護保険法や障害者総合支援法により福祉機器を利用できる方は、それを優先します。

4 地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
7	地域支え合い推進員 【重点項目】 (生活支援コーディネーター)			市	

介護保険法に基づく生活支援体制整備事業の一環として、第2層(※)に地域支え合い推進員を6名配置し、高齢者等の生活支援サービスの体制整備を推進します。

※第2層・・・調布市を8つの地域に分けた福祉圏域

目標と方針

- 住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、生活支援サービスの充実・創出を図ることを目的として、第2層協議体(※)を開催します。
- 住民、企業、団体や支援機関への普及啓発活動を通じ、地域活動や第2層協議体への参加・協力を呼びかけ、連携を促進していきます。
- ひだまりサロン事業等の自主事業と連携し、高齢者の健康維持や見守りといった活動への参加を促すとともに、住民同士がつながる機会を増やします。
- 第5次調布市地域福祉活動計画の推進を図り、第6次調布市地域福祉活動計画への準備を進めていきます。
- 多様な担い手に働きかけ、活動の拠点となる居場所の開発、支え合いによる活動の拡充を目指します。
- 生活支援サービスを提供する活動団体に向けた活動助成金の創設を目指します。
- 地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）及びボランティアコーディネーターをはじめ、他部署、支援機関との情報共有・連携を図ります。
- 調布市が担う第1層(※)の地域支え合い推進員と連携し、第1層協議体等の事業に協力します。

※第2層協議体・・・住民、企業、団体、支援機関との地域生活課題を話し合う場

※第1層・・・市全域（市）高齢者支援室

実施内容等

役割	内容
資源開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活課題及び地域資源の把握・分析 ・ サービスの担い手養成 ・ 地域に不足するサービスの創出 ・ 高齢者等が担い手として活動する場の確保 ・ 地域ニーズ、情報の見える化の推進
ネットワーク機能の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者間の情報共有 ・ サービス提供主体の連携の体制づくり ・ 第2層協議体の開催 ・ 地域活動団体の交流の場の創出
ニーズと取組のマッチング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2層協議体で解決が困難な問題を第1層協議体へ提案 ・ 支援ニーズとサービス提供主体の活動とのマッチング ・ 生活支援サービス創出に向けた活動助成金の検討

第4章 障がい者福祉

障害者総合支援法に基づき、社協が事業者として提供するサービスや、調布市からの受託サービスを提供する事業の計画です。

1 相談事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	福祉相談			市	

第3 高齢者福祉 1 相談事業 1 福祉相談に同じ P32

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	指定相談支援事業所				○

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成及びモニタリングを実施します。

目標と方針

- モニタリングのための訪問については、利用者の意向を確認の上、対面以外にも電話やメール、郵送等の活用、利用者や支援機関が集まるカンファレンスは、パソコンやタブレットを使用したオンラインでの実施等感染予防及び効率化を図ってまいります。
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う感染リスクをはじめ、様々な不安を抱えている方に対して、気持ちを受け止めたり、感染症対策などの情報提供を行うなど、不安を少しでも解消できるような支援を行ってまいります。
- 制度の枠にとらわれず、相談者が本当に必要とする資源の創出、福祉サービス以外の社会資源の活用等、社協のネットワークを活かしたサービス等利用計画作成を行います。
- 月2回の定例会議で、各担当者が作成したサービス等利用計画及びモニタリング報告書の内容を共有し、事業所全体として支援方針を検討・共有します。また、重複する障がいを持っている方の支援や家族支援が必要な利用者への対応等、複合する地域の課題について社協内の他部署と連携しながら検討・共有していきます。

実施内容等

実施日時
月～金曜日(但し、祝日及び12月29日～1月3日を除く)8:30～17:00

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
3	障がい者相談支援事業			市	

障がい者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして、市内在住在勤の障がい者やその家族からの相談に応じ、その人らしい生活を支えます。

目標と方針

- 地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）等、地域に根差した活動を行う関連機関との連携を強化し、制度化された福祉サービスのみならず、様々な地域の社会資源を活用した支援を行います。
- 地域包括支援センターとの連携を強化し、障害福祉サービスを利用してきた方が介護保険サービスに移行する際の事前準備や移行後のフォローを行う等、相談者にとって年齢や制度で分断されることのない相談体制を整えていきます。
- 当事者が抱えているニーズを明確化し、地域の適切な機関や資源に繋げていきます。
- 障がい者差別の解消に関する相談について行政と連携しながら対応していきます。
- 相談記録や事例を分析し、地域のニーズを把握することで新たな資源開発等に活用します。
- 調布市障がい者配食サービスの窓口として、利用者と配食サービス事業所との調整を図ります。
- 相談支援をすることで見えてきたニーズを踏まえた生活講習会を展開する等、障がい者地域活動支援センタードルチェとの連携を図ります。
- 障がい者福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議である「調布市障がい者地域自立支援協議会」のワーキンググループを運営します。
- 事例検討や外部研修を通じて、サービス等利用計画作成の相談員として必要な知識の修得や技能の向上に努めます。

実施内容等

実施日時
月～金曜日(但し、祝日及び12月29日～1月3日を除く)8:30～17:00

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
4	高次脳機能障がい者支援促進事業			市	

高次脳機能障がい者(児)及びその家族等に対する相談支援を実施。医療機関や家族会等の関係機関と連携を図り、講演会を開催する等、高次脳機能障がい者への支援と理解を促進します。

目標と方針

- 市内高次脳機能障がい者支援機関連絡会を引き続き実施し、関係機関との連携体制により

地域の支援力を高めます。

- 相談支援記録や対応事例の分析、連絡会等を通して地域での高次脳機能障がい者のニーズや課題を把握し、地域に必要な資源等について検討します。
- ニーズ把握から明らかになった当事者・支援者の関心が高い内容について、テーマ別、症例別の講習会を企画します。
- 地域資源マップ作成に携わっている慈恵医大第三病院を中心とした北多摩南部医療圏域関係機関連絡会に継続して参加し、他地区との情報共有・協働や、市内の新しい資源開拓を図ります。
- 東京都や専門機関等の開催する研修会に参加し、最新の情報を得るとともに、内部研修として、担当職員が専門家から個別にスーパーバイズを受けることで支援スキルの向上に努めます。

実施内容等

- 相談支援
- 高次脳機能障がい者支援機関連絡会
- 支援者の質の向上を図るための講習会・事例検討会の実施
- 高次脳機能障がいに関するチラシ等のPRおよび普及啓発

2 訪問事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
5	手話通訳者派遣事業		市		

聴覚障がい者の日常生活・社会参加を支援するために、手話通訳者を派遣します。

目標と方針

- 手話通訳サービスの維持・向上を目的に、登録手話通訳者に対し定期的な研修を継続して行っていきます。
- 相談支援事業と連携し、サポートが必要な聴覚障がい者の方を支援します。
- 資質のある新規手話通訳者を多く見い出せるように、よりよい登録試験の仕組みやあり方などの検討を行ってまいります。
- 窓口へ直接来所された方や急遽手話通訳が必要となった計画相談の利用者に対して遠隔で手話通訳派遣ができるよう、タブレット等の環境整備や研修の実施、試験的運用を行います。
- 引き続き手話通訳場面に必要となる感染症対策の物品整備を行います。
- 今年度より団体等が行う会議、講演会等の各種催しへの手話通訳者派遣を実施します。

実施内容等

項目	内容
利用対象者	身体障害者手帳の交付を受けた調布市在住の聴覚障がい者
利用時間数	定めなし
利用時間	事業所開館時間（平日9時～17時）のほか、土日祝日および緊急時の派遣も行います。
利用方法	登録は不要ですが、メールでの申請希望者は、事前登録が必要になります。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
6	同行援護事業				○

障害者総合支援法に基づき、移動に著しい困難を有する視覚障がい者に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な情報の提供や移動の援護等、外出する際に必要となる援助を行うヘルパーを派遣します。

目標と方針

- コロナ禍においても安心・安全なサポートを継続していけるように、利用者・ガイドヘルパーへの新型コロナ対策に関する情報発信、衛生用品の整備等を行ってまいります。
- 視覚障がいの方に対し、障がい福祉制度の情報提供やわかりやすい事業説明ができるように努めます。
- 利用者の高齢化に伴う身体面・精神面における状況の変化などに対応するため、必要に応じて介護保険のケアマネージャー等と連携しながらサービス提供を行ってまいります。
- より良いサービス提供ができるよう年3回のガイドヘルパーの現任研修を計画し、スキルアップを図ります。ガイドヘルパーとの情報共有をし、様々なニーズに対応できるように努めます。
- 多摩地区同行援護コーディネーター連絡会を通して、他市コーディネーターと連携を図り業務を進めていきます。
- 福祉人材育成センターにおける同行援護従業者養成研修と連携し、ガイドヘルパーの担い手を増やしていけるように努めます。

実施内容等

項目	内容
利用対象者	調布市から障害福祉サービス受給者証を交付された方
利用時間数	調布市により個別に定められています。
利用時間	365日（原則午前6時～午後10時）
利用方法	利用者の依頼に基づきヘルパーを派遣します。（利用には事業所との契約及び依頼時には事前の予約が必要です）

3 通所事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助 市	委託	事業
7	中途失聴・難聴者のための手話講習会				

中途失聴・難聴者とその家族にコミュニケーション手段の確保のため、手話などの学習機会や交流の機会を提供します。

目標と方針

- 学習の機会を提供するとともに、受講生同士の交流を図ります。
- 講習会の参加だけでなく、必要に応じて相談やドルチェの活動へつなげ、より地域で暮らしやすくなるよう支援します。
- 経験者コース修了後も学びの場、交流の機会が提供できるようにサロンやゆびさきの会を紹介します。
- 各受講生の学習進度によって、講習会コースの選択を受講生と一緒に考えていきます。
- 初心者クラスでは、手書きとパソコン入力の要約筆記者の協力を得て、受講生への情報保障を行います。また、生活講習会で要約筆記の体験会を開催し、要約筆記者の養成に努めます。
- 口形を活かした手話指導を行うことから、消毒や換気の徹底・飛沫板の設置・フェイスシールドの配布・定員の削減を行い、受講生の安全確保に努めます。

実施内容等

課程	実施日	実施回数	定員	内容
初心者コース	火曜日	各年間 20 回	6 人程度	初歩的な手話技術の習得
経験者コース	13:30~15:30	予定	10 人程度	手話技術の習得

番号	事業名	財源			
		自主	補助 市	委託	事業
8	在宅障害者（児）緊急一時保護事業				

市内に在住する 65 歳未満の障がい者に対し、その保護者が冠婚葬祭、疾病、事故などの理由により一時的に介護が困難な場合に、総合福祉センター内で登録介護員が障がい児・者の保護を行います。

目標と方針

- 障がい特性の理解及び支援技術向上等の介護員研修を実施し、支援の充実を図ります。
- 介護員の確保のため広報を行い、サービスの充実を図ります。
- 様々なニーズに対し、適切なサービスを提供するよう努めると共に、他サービスとの連携を図ります。

実施内容等

項目	内容
利用対象者	市内在住の手帳交付を受けた65歳未満の障がい者で、常時介護が必要な方
利用時間	9:00~21:00、同時間帯2人まで受け入れ可能
利用限度	1人あたり月5回まで
利用方法	事前登録・申請に基づき利用
利用料	無料

番号	事業名	財源			
		自主 他	補助	委託 市	事業 ○
9	障害者地域活動支援センター事業(ドルチェ)				

市内在住在勤の障がい者が地域で自立した生活を送るため、創作的活動及び生産活動の機会の提供、関係機関との連絡調整、地域住民との交流活動、障がいに対する理解促進や普及・啓発、ボランティア育成、自立生活への相談支援等を実施します。

目標と方針

- 身体障がい者・高次脳機能障がい者の多様なニーズに添い、活動を充実させます。
- 障がい者の日中活動の場を新型コロナウイルスの感染拡大状況をみながら開設し、社会参加の機会を設けます。(クローバー／週2回、若草／週3回、ドルチェサロン／週1回、うたごえドルチェ・簡単体操教室・高次脳機能障がい者サロン・中途視覚障がい者サロン／各月1回、中途失聴難聴者サロン／月2回)
- 作業体験デイサービス「若草」は、働くことを目指す人の第一歩の場として作業体験を通じて今後を考えていけるような機会、仕組みづくりを検討し、利用者の自己実現にむけ個々の力を引き出す支援を行います。
- 障がいのある方を中心としたサロンや講習会の内容を充実を図り、当事者同士が出会い、経験交流や情報交換ができる機会を設けます。
- 様々な方が関心を持てるよう、多彩な企画を行い、学びや体験の機会を設けます。
- コロナ禍においても安心して参加できるよう実施時間やオンラインの活用などプログラムについて検討し、状況に合わせた柔軟な事業運営を行ってまいります。またプログラムを通して外出や交流の機会を創出します。
- パソコン講習会においては障がいのある方が、時代や社会の状況に即したITスキルを身につけられるように学びの場を設けます。
- PR活動(ドルチェだより(年6回発行)、社協ホームページ、リーフレット、福祉まつり等)を活発にし、たくさんの方々に利用していただけるよう情報発信を行います。
- 相談支援事業と連携し、ケアマネジメントの視点を大切に支援を行います。
- 市民にも事業協力員として主体的に参加してもらい、活動の充実を図ります。

実施内容等

【定例活動】

週	月	火	水	木	金	土
1	若草 月曜ippoアイ	クローバー ゆびさき	ドルチェサロン・若草 セルフケアコーナ	クローバー 体操	若草	
2	若草	クローバー	ドルチェサロン・若草	クローバー	若草	
3	若草	クローバー ゆびさき	ドルチェサロン・若草 ドルチェトーク	クローバー	若草 年金相談会	ドルチェサロン
4	若草 キラ星	クローバー	ドルチェサロン・若草 麻雀	クローバー うたごえ	若草	
5	若草	クローバー	ドルチェサロン・若草	クローバー	若草	

① 相談支援

- 地域活動支援センターの利用者を対象とした生活全般の相談

② デイサービス

	実施日	内容
クローバー	毎週火・木曜日 10:00~15:00	65歳未満の障がい者を対象とし、生活リズムを整え、外へ出るきっかけ作りとして、音楽、書道、製作などの趣味活動を行う場
若草	毎週月・水・金曜日 10:30~14:30	市内作業所製品の販売(総合福祉センター1階) 事務作業(点字、封入・折り、切手仕分け、パソコンなど)、洗濯作業、ポスティング等

③ 各種サロン

	実施日	内容
ドルチェサロン	毎週水曜日 10:00~16:00 第3土曜日 10:00~16:00	当事者協力員が運営 誰もが気軽に集う情報交換・交流の場 土曜ドルチェは、テーマ・対象を定め、趣味余暇・生活技術・学びの場等を開催
高次脳機能障がい者サロン「キラ星☆」	第4月曜日 10:00~15:00	若年の高次脳機能障がい者が、企画・買出し・昼食作り・外出など様々な体験を通し、個々の能力を発揮できる場
中途視覚障がい者サロン「月曜ippoアイ」	第1月曜日 13:30~15:00	途中で視覚障がいになった方同士が集う情報交換やイベントを通じた交流の場

聞こえない聞こえにくい人のサロン「ゆびさきの会」	第1・3 火曜日 13:30～15:30	中途失聴・難聴者手話講習会を卒業した中途で聞こえにくくなった方の集いの場
--------------------------	-------------------------	--------------------------------------

④ 各種講習会・作品展

	実施日	内容
生活講習会	年間10回(予定)	障がい当事者のための講習会(趣味活動、書道、陶芸、学習会等)
パソコン講習会	年間11コース(予定)	社会に求められるPCスキルを身につけることができる講座や利用者個々の困りごとを解決できる個別相談会。視覚障がいのある方へ、当事者講師によるスマホ利用講座の実施
ドルチェ作品展	8月・12月 第3土曜日	障がい当事者や団体等による絵画、書道、手工芸品の展示、活動発表の場

⑤ 定例活動

	実施日	内容
ドルチェセルフケアコーナー	第1水曜日 10:00～16:00	車椅子に乗ったまま測定できる体重計や血圧計等を設置し、健康管理に活用できる場
簡単体操教室	第1木曜日 13:30～14:30	誰でも簡単な動きや音楽に合わせて楽しく体操が行え、交流する場。手話通訳あり。
ドルチェトーク	第3水曜日 13:30～14:30	当事者同士でのテーマを設けて語り合える場
障害年金個別相談会	第3金曜日	障がいや疾病のある方とその家族を対象とした社会保険労務士による相談会
ドルチェ麻雀	第4水曜日 13:00～16:00	麻雀を通して障がい種別を越えて交流のできる場
うたごえドルチェ	第4木曜日 14:00～15:30	講師による電子ピアノの演奏に合わせて、季節に合わせた歌や懐メロを歌い、障がい種別を越えて交流のできる場

⑥ 自主グループ支援

- 連絡会 年1回
- 自主グループ活動紹介
活動紹介情報紙作成のほか機関紙「ふくしの窓」、「ドルチェだより」「ホームページ」で活動を掲載
- 自主グループの新規立ち上げ支援や継続支援

○ 講演会の共同開催

⑦ 普及・啓発

- ドルチェだよりの発行(年6回)
- 社協ホームページ、オカリナ通信、調布FMの活用
- リーフレットの作成

⑧ ボランティア育成

- ドルチェ協力員の養成、研修

4 福祉機器貸出し

番号	事業名	財源			
		自主	補助 市	委託	事業
10	福祉機器貸出し				○

第3 高齢者福祉 3福祉機器貸出しに同じ P36

第5 児童福祉

障がいのある児童を対象とした、放課後等デイサービス事業や子ども・若者に対して学習支援や居場所の提供をし、相談事業を行う事業の計画です。

1 放課後等デイサービス（ぴっころ）

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	放課後等デイサービス（ぴっころ）			市	

児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業所として、心身に障がいのある市内在住の小中学生・中学生・高校生を対象に放課後活動を提供します。一人ひとりの障がい特性や興味に合わせたプログラムを実施することで、児童の健やかな成長を支援します。

目標と方針

- 市立施設として、すべての児童と保護者に公平で安心できるサービスの提供に努めます。
- 幅広い年齢層の利用者や障がい特性に合わせ、環境・体制整備を行います。
- 個別支援計画を作成、更新することで、個々のニーズの把握と目的を持った支援の確立に努めます。
- 音楽療法士による音楽療法プログラムを実施します。（火～金曜日）音楽を活用して、自分の感情をコントロールする力や社会性を身につけることができるよう支援します。
- 保護者との面談を通じて、児童の支援についての情報交換を行い、必要に応じて相談支援事業や学校との連携を図ります。
- 事業に対する評価や要望を把握し、保護者との信頼関係をさらに深め、よりよい事業運営を行うよう努めます。
- 保護者へアンケートを行い、保護者（利用児童）の意向を踏まえたサービス提供に努めます。
- 学校や他事業所、相談機関と連携し、事業を周知しつつ利用者の確保に努めます。
- 障がい特性の理解や支援技術向上のため職員・介護員研修を行います。
- 月曜日の利用率向上のため音楽活動プログラムの実施回数を検討し、実施します。

実施内容等

項目	内容
利用対象者	市内に住所を有する心身に障がいのある小・中・高校生(※) (※)継続利用に限る
利用時間数	原則週1回
利用時間	月～金曜日、14:30～17:30 (学校の長期休暇中は13:30～17:30)
利用方法	申請に基づき利用、希望曜日によっては待機の可能性あり
利用料	児童福祉法に定める放課後等デイサービス給付費の1割

(他の放課後等デイサービスを併用している場合は、世帯の所得に応じた上限額あり)

2 子ども・若者総合支援事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託 市	事業
2	子ども・若者総合支援事業（ここあ） 【重点項目】				

家庭の事情により、進学や就職をあきらめてしまうことがないように、子ども・若者に対して学習支援や居場所を提供するとともに、進学や自立に向けた相談事業を行います。

(1) 相談事業

事業の利用を希望、または現に利用している中学生や、高校中退・ひきこもりなどの生活に課題を抱えた概ね15歳以上の子ども・若者及びその家族、ひとり親家庭等の親及びその子どもからの相談に対応します。

目標と方針

- 子ども・若者やその家族、ひとり親家庭等の親及びその子どもからの幅広い相談に対応し、ニーズの掘起や課題の発見に努めます。
- 調布市子ども・若者支援地域ネットワークにおける総合相談センター及び指定支援機関として、相談体制の構築及び強化に努めます。
- 必要に応じて、個別ケースについて関係機関と適切に連携できるよう努めます。福祉、医療や教育、就労など関係機関とのネットワークの構築を図りながら、利用者のライフステージに応じた支援を進めます。
- 定期的に相談支援ミーティングを行うことで、個別支援の方向性を担当職員間で共有できるよう努めます。
- 必要に応じて、訪問による相談支援（アウトリーチ）及び通院や各種手続き等の同行支援を行います。
- 事業の周知とともに、『ここあ』の利用につながるきっかけづくりを目的として、対象者を限定しない交流・相談の機会をつくり、そのPRに努めます。
- 学習支援、居場所の利用を終え、中学校を卒業した方に対し、学習相談会の案内を送るなど、引き続き相談できるような機会をつくります。
- コロナ禍による社会状況を勘案しながら、ココアカフェの実施方法を検討します。

実施内容等

	対象	実施日等	内容
子ども・若者 相談	本事業を希望または利用している中学生や、生活に課題のある概ね	平日 10時～20時 木曜のみ 10時～17時	子ども・若者に関する総合相談

	15歳以上の子ども・若者及びその家族		
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭等の親及びその子ども	平日 10時～20時 木曜のみ 10時～17時	ひとり親家庭に関する生活相談等
ココアカフェ	対象問わず、誰でも	月1回 (原則第4火曜日) 18時～20時	事業のPRと利用に繋がるきっかけづくりを目的として、交流しながら相談もできる場を提供する
学習相談会	学習支援・居場所の利用を終え、中学校を卒業した方	年3回(定期試験時期)	中学卒業以降の学習サポートと相談関係を保つ機会として、学習の相談に応じる場を提供する

(2) 学習支援事業

児童扶養手当や就学援助等を受給しているひとり親家庭や、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子である原則中学生を対象に進学や進級のための学習の機会を提供します。

目標と方針

- 学習支援コーディネーターを中心に、学生ボランティアによるマンツーマンの個別学習支援を引き続き行います。
- 学生ボランティアとのコミュニケーションを通じて、学力向上に限らず、学習習慣や将来展望の獲得、自己肯定感の回復を目指します。
- 必要な子どもに必要な支援が行き届くよう、学校や教育・福祉関係機関、地域団体等と連携しながら、事業を丁寧に周知します。
- 中学3年生の進路選択について、必要に応じて中学校と情報共有を行います。
- 必要に応じて家庭との面談を行います。
- 利用者のニーズや学習の進捗状況を把握するため、個別の学習記録を作成します。
- 集団活動や、他者との交流が苦手な子どもが安心して利用できる環境を整えます。
- 近隣を中心とした大学との関係を構築し、学生ボランティアによるマンツーマンでの支援体制を維持できるよう、ボランティアの確保に努めます。また、ボランティア受入れのガイダンス及び活動開始前の研修を丁寧に行います。
- 実施日にはボランティアと職員で開始前の打合せ、終了後の振り返りを行い、より効果的な支援が行えるよう工夫します。
- ボランティアのスキルアップ、チームビルディング(ボランティア同士の連携強化など)を目的としたミーティングや研修会を適宜行います。
- ボランティアへの心的ケアとして、定期的に個別面談を行います。
- 中学就学前準備として、対象世帯で小学校卒業を間近に控えた小学6年生に対し、必要に応じて学習支援を提供します。
- ひとり親家庭で、高卒認定試験を目指す高校を中退した方や、通信制校に通いサポート校を利用している方に対しても、学習支援を提供できるよう体制を整えます。

- 学習支援を利用しての意見や感想をいただくため、子どもと保護者へのアンケートを行い、その内容を次年度の学習支援に活かします。
- 調布パルコ店からフードロス防止を目的とした食料品の提供を受け、利用者に補食として提供します。補食の提供にあたっては、食物アレルギーなどへの配慮を十分に行います。
- 学習の進捗の目安となる模擬試験を受験し、結果を分析しながら今後の学習方法について保護者や中学生との面談を行います。
- ここあ学習利用希望が年々増加しているため、1日当たりの利用人数を30名から40名に増員します。それに伴い、職員のスキルアップ、大学生ボランティアの受入れ体制を整えます。

実施内容等

対象	各曜日定員	実施曜日	時間
<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当等受給しているひとり親世帯の子である中学生 ・生活保護世帯及び生活困窮世帯の子である中学生 	40人程度	月曜日 水曜日 金曜日	18時～20時
児童扶養手当等受給しているひとり親世帯の親及び20歳未満の子	1人程度	応相談	1時間程度
内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援コーディネーターを中心とした、学生ボランティアによる個別学習 ・1日＝1時限（50分）×2コマ 休憩10分（茶菓の提供あり） ・休憩時間を利用して、学習支援ボランティアより自身の経験談等の紹介（キャリア教育） ・学習支援利用中学生の「卒業・進級を祝う会」を3月に実施 ・本事業を利用している子の保護者会を年3回実施 			

(3) 居場所事業

不登校や高校中退・ひきこもりなど生活に課題のある概ね15歳以上の子ども・若者を対象に、安心して通えるための必要な居場所を提供します。

目標と方針

- 日中、安心して通える居場所を提供します。職員やボランティア、同じ悩みを持つ仲間との交流を通じ、自己肯定感を十分に獲得できるよう支援します。
- 個々の課題や個性に配慮した居心地よいスペース（空間）づくりに努めます。
- 利用者の個性や興味関心を引き出し、それぞれのニーズやペースに合わせたプログラム活動を企画し実施します。
- 学習の遅れがあり不安な方や、復学を希望する方、その他学習を希望される方に学習サポートを行います。
- 個別のニーズの把握と目的を持った支援を目指します。

- 通過型施設として、利用者の自立、次の段階へのステップアップを目指した支援を行います。
- 定期的なボランティアミーティングを通じて、職員とボランティアとの情報共有を図ります。
- 利用者ミーティングを定期的に行うことで、利用者同士のコミュニケーションを図ると同時に、利用者の意見を取り入れます。
- 集団のなかでは話しにくい個別の悩みを聞くことができるよう、必要に応じて面談を行います。

実施内容等

対象	利用定員	実施曜日	時間
高校中退者、ニート、ひきこもり等の状態にある15歳以上の生活課題のある子ども・若者 居場所事業の利用が適当と認められる中学生	15人	平日 (木曜除く)	10時～18時
内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・マンガ、ゲーム、軽食提供、自習スペースあり ・WI-FI環境あり、タブレットによるインターネット利用可能 ・見学、お試し利用あり ・各種プログラム活動を用意 			

① 定期プログラム

居場所利用の動機づけや意欲喚起につながるプログラムを実施します。

活動	回数	内容
手芸	月1回	フェルト小物などの制作活動
外出活動	随時	近隣の公園や施設等の散策
ギター教室	月1回	ギター演奏
手話クラブ	月1回	手話の学び合い
写真クラブ	月1回	近隣の公園や施設等にて写真撮影
ヨガ教室	月1回	初心者向けヨガ
図画工作クラブ	月1回	描画や折り紙などの作品作り
その他	随時	利用登録者のニーズに合わせて企画

② 個別プログラム

利用者それぞれに適した活動を実施します。

活 動	内 容
ボランティア活動	福祉まつりでのボランティア活動（当日スタッフ、準備）
学習支援	高校等への復学や、学習の遅れを補うための学習サポート

③ 学習支援・居場所共通行事

社会経験、交流の機会として、学習支援、居場所事業の利用登録者及びボランティアを対象に実施します。調理実習など飲食を伴う取り組みについては、コロナ禍の社会状況を勘案しながら、実施方法を検討します。また、その他の活動についても工夫して取り組みます。

活 動	内 容
調理実習	参加者全員で夕食づくり、および夕食会（月1回）
交流パーティー	夏休みと冬休みの時期に、ゲームや舞台発表等による交流
卒業・進級お祝い	卒業進級を祝うパーティー（3月末）

(4) 運営管理業務

① 調布市子ども・若者総合支援事業運営委員会

- 事業の円滑な運営、実施について協議するとともに、新たな課題を検討します。

② 事業強化とスタッフ資質の向上

- 対象者理解のための研修や、よりよい支援のあり方を構築するためのミーティングを行います。
- 1か月に一度事例検討会を行います。臨床心理士にスーパーバイズを依頼し、支援に関する専門性の向上を目指します。
- 内外の研修に参加し、子ども・若者に関する課題、施策や制度等の知識・理解を深めます。

実施内容等

活 動	回数	内 容
運営委員会	年4回	事業運営についての協議、検討、意見交換
学習支援ボランティアミーティング	年3回	学習支援のあり方や課題についての話し合い、情報共有

居場所スタッフミーティング	3か月に1回	居場所のあり方や課題についての話し合い、情報共有
事例検討会	月1回	臨床心理士をスーパーバイザーに、職員の資質向上及び事業のあり方検討を目的に実施

第6 低所得者福祉

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、生活福祉資金や受験生チャレンジ支援などの貸付事業、生活困窮者自立相談支援事業等を通して、さまざまな制度や関係機関と連携を図りながら、自立に向け包括的・継続的な支援を行います。

1 低所得者・離職者対策事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	低所得者・離職者対策事業			市	

学習塾等の費用と高校や大学等の受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子どもへの支援を行います。

目標と方針

- ふくしの窓やホームページ、関係機関への周知等を早期に行い、情報が届くよう広くPRします。
- 複雑・多様化しているニーズに対し、多制度へつなぐ等、関係機関と連携を図ります。

実施内容等

(1) 受験生チャレンジ支援貸付事業

一定所得以下の世帯の中学3年生、高校3年生またはこれに準じる者（浪人生等）を対象に、学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室等の受講費用及び受験料の貸付を行います。

2 生活困窮者自立相談支援事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	生活困窮者自立相談支援事業【重点項目】			市	

「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に関する相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行います。また、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画を作成し、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。

目標と方針

- 複合的な課題のある相談者に対して、包括的かつ継続的な支援を行います。
- 生活困窮者の早期把握や課題解決、地域での見守りを行うため、関係機関・関係者とのネットワークを構築します。また、地域福祉コーディネーター等と連携し、アウトリーチによる支援に努めます。
- 生活困窮者の支援に必要な地域資源を検討、開拓していきます。

- 食糧支援団体と協力体制を構築していきます。
- 事業周知のため、広報活動を随時行います。
- 新型コロナウイルスの影響により減収・離職した世帯に対して、きめ細やかに継続的な支援を行います。

実施内容等

調布市からの委託事業として、次の事業を柱に実施します。

(1) 自立相談支援事業

- ・生活再建、自立に関する相談支援を実施します。
- ・関係機関等への同行支援を行います。
- ・就労支援員による就労支援を実施します。また長期離職者等就労が難しいと思われる方へ就労準備支援を行います。
- ・嘱託医（精神科医）による医療相談を実施します。
- ・住居確保給付金の申請受付を行います。

(2) 家計改善支援事業

- ・収入・支出、その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援します。
- ・関係機関等への同行支援を行います。
- ・生活に必要な資金の貸付の斡旋を行います。

(3) 学習支援事業

第5 児童福祉 2 子ども・若者総合支援事業（2）学習支援事業 P50 に同じ

第7 資金の貸付等

低所得世帯や生活困窮者に対して実施している資金の貸付等の計画です。

1 緊急援護資金の貸付

番号	事業名	財源			
		自主 会	補助	委託	事業 ○
1	緊急援護資金の貸付				○

低所得世帯の市民に対し、緊急を要する場合の生活費及び災害費を貸し付けることにより、生活の安定を図ることを目的とします。

調布社協で面接、申請の受付及び貸付をし、貸付後は借受世帯の償還や生活について相談支援を行い、生活安定に向けたサポートをします。

目標と方針

- 「調布ライフサポート」（生活困窮者自立相談支援事業）と連携を図りながら、支援を行います。
- 滞納世帯の生活状況を把握し、償還支援を実施していきます。
- 必要に応じて他制度につなぐことや食糧支援団体と連携して世帯を支援していきます。

実施内容等

- 事業対象者…所得が少なく、他から融資を受けることが困難であると認められる市民
- 貸付額…生活費 10,000 円以内の必要額、災害費 10,000 円以内の必要額
- 貸付金だけでは支援できない世帯の場合には、他制度利用の支援や現物（非常食）の支給を行います。

2 あったか支援金支給

番号	事業名	財源			
		自主 基	補助	委託	事業
2	あったか支援金支給				

帰宅行路に要する交通費の援助を求める生活困窮者や不慮の事故等により緊急の援助を必要とする者に対して、交通費、食事代、その他、救済に必要な費用を支給します。

目標と方針

- 「調布ライフサポート」（生活困窮者自立相談支援事業）や調布市生活福祉課と連携して、自立した生活の一助となるよう、社協の地域公益活動の一環として取り組みます。

実施内容等

- 支給額…上限 1,000 円

3 生活福祉資金の貸付

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
3	生活福祉資金【重点項目】			委託 東社	

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付及び相談支援を行います。

目標と方針

- 複雑・多様化しているニーズに対し、貸付だけでなく必要な制度や関係機関へつなぐ等きめ細やかな相談支援を行います。
- 借受世帯に対し、必要な相談支援や関係機関・制度の案内等を行うことにより、貸付後の支援をより充実させます。
- 訪問や電話等により長期滞納世帯の生活状況を把握し、生活の安定及び償還に向けた支援を強化します。
- 他機関との情報共有・連携の充実を図ります。
- 調布ライフサポート（生活困窮者自立相談支援事業）、受験生チャレンジ貸付、子ども・若者総合支援事業「ここあ」、地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）、地域支え合い推進員等、法人が行う他事業とも幅広く連携し、生活困窮者及び世帯の支援を行います。
- 新型コロナウイルスによる特例貸付の借受世帯について、世帯のニーズに応じきめ細やかに継続的な支援を行います。
- 特例貸付の償還手続きが開始されます。新たな課題を抱える人や世帯に対し、生活の立て直しや就労、学習支援など状況に応じた支援を進めていきます。

実施内容等

（1）福祉資金、教育支援資金

調布社協で面接、書類の受理、担当民生児童委員の面接等の手続きを行い、債権者である東社協で審査が行われます。貸付後は、担当民生児童委員と調布社協が連携し、借受世帯の償還のための支援等を行い、生活のサポートをします。

（2）緊急小口資金

所得の少ない世帯に対して、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、資金の貸付を行い、その世帯の安定と自立を支援します。

調布社協で面接、書類の受理をし、債権者である東社協で審査が行われます。貸付後は、調布社協が借受世帯の償還のための支援等を行い、生活のサポートをします。

（3）不動産担保型生活資金

将来にわたり、住み慣れた我が家での生活を希望する低所得高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸し付けることにより、その世帯の安定と自立を支援します。

調布社協で面接、書類の受理をし、債権者である東社協で審査が行われます。貸付決定後の借受世帯へのサポートは、東社協が3か月に1回生活資金を交付し、調布社協は毎年

行う生活状況調査や3年ごとに行う再評価により、見守りやニーズ把握を行います。

(4) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

自宅を所有する要保護状態（生活保護の対象となり得る状態）の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸し付けることにより、その世帯の安定と自立を支援します。

調布市福祉事務所（調布市生活福祉課）で保護の要否判定を行った後、調布社協で申請手続きを行い、債権者である東社協で審査が行われます。貸付決定後の借受世帯へのサポートは、東社協が毎月生活資金を交付し、調布社協は調布市福祉事務所と連携し、毎年行う生活状況調査や3年ごとに行う再評価により、見守りやニーズ把握を行います。

(5) 総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の建て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）及び生活費や一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯について、調布ライフサポート（生活困窮者自立相談支援事業）と連携を図りながら支援を行います。

4 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託 東社	事業
4	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金				

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指したり、調布市子ども家庭課の就労支援プログラム作成によって生活の自立を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金・住宅支援金の貸付の手続きを行い、自立の促進を図ります。

目標と方針

- 事務手続きが迅速かつ確実に実施できるよう関係機関と情報の共有、連携を図ります。
- 相談を受ける中で、必要であれば他制度につなぐ等関係機関と連携します。

実施内容等

- 借入申込書等の書類を受付し、審査機関へ送付します。
- 貸付金交付に係る借用書等を受付し、審査機関へ送付します。

第8 権利擁護

日頃の生活や将来に不安のある高齢者や障がい者に対して、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理の支援、大切な書類の預かりなどにより、安心して生活が送れるよう援助する事業の計画です。

1 地域福祉権利擁護事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	地域福祉権利擁護事業			東社	○

判断能力が十分でない方を対象に、本人との契約に基づき福祉サービスの利用に関する支援を行います。また、助言や情報提供などにより、その意思決定や選択・契約を支援します。

福祉サービスの利用料の支払いをはじめとした日常的な金銭管理、通帳・権利証など重要書類の預かり、苦情解決制度の利用などの支援を通じて、利用者が地域で安心して生活を送れるようにします。

利用者の意向にあわせて専門員が支援計画を立て、その計画に沿って生活支援員が定期的に支援します。

目標と方針

- 利用者の生活への配慮・支援方法の工夫を行い、安心して意思決定できるように支援します。
- 複合的な課題をもつ利用者も多いため、多職種・他機関と連携し、様々な社会資源を活用しながら支援します。また、生活保護受給者の利用者へは、今後も市の担当ケースワーカーとの役割分担や連携をして支援します。
- 概ね3か月おきにモニタリングを行い、生活状況や身体状況を鑑み、支援計画の適切さを確認していくことにより、利用者が地域で安心して生活できるように支援します。
- 生活支援員の新規募集を行うとともに、スキルアップを目的とした研修会と、情報共有等を目的とした業務連絡会を開催します。
- 事業周知に向けて今後も市民や各関係機関等に広報誌や事業説明など広報活動を行います。
- 本事業から成年後見制度への移行にあたり、本人の意思決定支援やスムーズな制度利用に一層貢献していけるよう、行政や地域包括支援センター、その他の社会資源と協働しながら、社協としての役割を行います。

実施内容等

項目	内容
対象者	認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方
契約締結	本人と社会福祉協議会が利用契約を結びます。

サービス内容	福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス	
支援計画作成	利用者の意向を確認して援助の内容や実施頻度等を記入した支援計画を作成します。	
サービスの提供	専門員の指示に基づき、生活支援員が日常的な援助を行います。	
利用料	福祉サービス利用援助や書類手続きなど	1時間まで1,000円
	日常的金銭管理サービス 通帳等本人保管 通帳等社協保管	1時間まで1,000円 1時間まで1,500円 ※延長30分までごとに500円加算
	書類等預かりサービス	1ヵ月 1,000円

2 福祉サービス利用援助事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	福祉サービス利用援助事業		市		○

判断能力のある、高齢者や身体障がいのある方を対象に、本人との契約に基づき福祉サービスの利用に関する支援を行います。また、助言や情報提供などによりその意思決定や選択・契約を支援します。

日常的な金銭管理、通帳・権利証などの重要書類の預かり、苦情解決制度の利用などの支援を通じて、利用者が地域で安心して生活を送れるようにします。

目標と方針

- 利用者の生活状況・身体状況を把握するとともに、利用者が自分で意思決定を行い、地域で安心して生活できるよう支援します。
- 支援を必要とする方が利用につながるができるよう、市民や関係機関に本事業の周知をします。

実施内容等

項目	内容
対象者	判断能力のある、高齢者や身体障がいのある方
契約締結	本人と社会福祉協議会が利用契約を結びます。
サービス内容	福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス
支援計画作成	利用者の意向を確認して援助の内容や実施頻度等を記入した支援計画を作成します。
サービスの提供	専門員の指示に基づき、生活支援員が日常的な援助を行います。
利用料	福祉サービス利用援助や書類手続きなど 1時間まで1,000円

	日常的金銭管理サービス 通帳等本人保管 通帳等社協保管	1時間まで1,000円 1時間まで1,500円 ※延長30分までごとに 500円加算
	書類等預かりサービス	1,000円/月

3 あんしん未来支援事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
3	あんしん未来支援事業		市		○

頼れる親族がいないため、急な入院や亡くなった後のことが心配という方々が、安心して暮らしていけるよう、十分な判断能力があるうちに支援方法を決めて契約します。必要に応じて金銭管理や、保証機能などの支援を行います。

目標と方針

- 事業周知に向けて今後も市民や各関係機関等に広報誌や事業説明、ホームページやYouTubeなどを活用した広報活動を行います。
- 本事業に関わるテーマ（相続や遺言書など）の講演会を開催し、市民の方々の啓発に努めます。
- 専門職からの助言を受け、一人ひとりに合った支援計画を作成し、地域で安心して生活が送れるように支援します。

実施内容等

項目	内容
対象者	調布市在住の65歳以上の高齢者や身体障がいのある方で、判断能力はあるが支援可能な親族のいない方 (資産額の要件は、3,000万円未満の方)
契約締結	本人と協議会が利用契約を結び、預託金を預かります。
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りサービス ・日常生活支援サービス（預貯金の出し入れや支払い、入院・入所時における契約手続き等の支援） ・保証機能サービス（入院・入所時の保証人に準ずる支援、葬儀埋葬に要する手続き支援） ・書類等預かりサービス
支援計画作成	利用者の意向を確認して支援計画を作成します。
サービスの提供	月1回の電話・訪問による安否確認の他、必要に応じて支援します。
利用料	見守りサービス 1,500~2,000円/月

(資産額により決定)	日常的金銭管理サービス 保証機能サービス	1,500~2,000円/時間 延長30分までごとに500円加算 ※通帳等を協議会が保管する場合は、 最初の1時間に1,000円加算
	書類等預かりサービス	1,000円/月

第9 調布市総合福祉センターの運営

調布市総合福祉センターで実施している老人福祉センター事業及び身体障害者福祉センター事業並びに市民活動の場の提供の事業の計画です。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	調布市総合福祉センターの運営【重点項目】			市	

昨年度に続き、「調布市新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」を遵守し、高齢者や障がい者、市民の活動の拠点として、会議室など活動場所となる会場の提供を行います。

また、調布市が進める総合福祉センターの整備計画を念頭に、その在り方を法人としても検討していきます。

1 貸出室の管理

目標と方針

- 障がい者や高齢者、ボランティア・市民活動団体及び市内在住者等の活動の場を提供します。また、社協機能を発揮して当事者の組織化とボランティア・市民活動団体との交流を促進し、当事者やボランティア・市民活動団体の主体的な活動を支援していきます。

実施内容等

- 201～203 会議室、茶室は開館日のすべての時間で貸出を行います。
- 教養娯楽室は日曜日、夜間の貸出を行います。
- 視聴覚室、トレーニングルームは土・日曜日、夜間の貸出を行います。

2 教養娯楽室の利用

目標と方針

- 高齢者及び障がい者の皆さんの憩いの場、交流の場として平日と土曜日の午前、午後に教養娯楽室を開放します。

実施内容等

- 利用者の安全のため、初回利用時に利用者登録をし、2回目以降は氏名を記入することで利用できます。

3 入浴サービスの提供

目標と方針

- 家庭での入浴や公衆浴場を利用することが困難な方に、入浴の機会を提供します。

実施内容等

- 男女各週1回午後の時間の一般開放での利用、または、一人では入浴が困難な方が介護

者とともに貸切での利用ができます。

4 センターの整備

目標と方針

- 現在の総合福祉センターの課題を、ハード、ソフトの両面から整理し、新しい総合福祉センターづくりに活かします。

実施内容等

- 職員によるプロジェクトチームを構成し、各分野の視点から見える課題を集約することで、地域共生社会の拠点となる総合福祉センターづくりを目指します。

第10 調布市福祉人材育成センターの運営

地域の福祉人材の確保と福祉職員の専門性の向上を図るための計画です。福祉で働く人を増やすための資格研修や就労支援、福祉で働く力をつけるための専門研修、福祉に関心を持つ人を増やすための普及啓発、福祉的な実践から学びあうことを通じたネットワーク形成を行います。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	調布市福祉人材育成センターの運営		市	市	○

1 福祉人材の養成

福祉で働くための資格の取得を促進し、市内で活躍できるよう情報提供や就職説明会を行います。

目標と方針

- 資格研修について、動画を通じて市民にわかりやすい形で情報提供を行います。
- 医療的ケア技術の定着と向上のため、フォローアップ研修及び訪問指導研修を行います。
- 就職相談会を実施し、福祉人材の確保を目指します。

実施内容等

① 資格研修等

事業名	実施回数・時間数	内容
介護職員初任者研修	年1回 (130時間)	介護の入門的資格研修
同行援護従業者養成研修 (一般課程)	年1回 (33時間)	視覚障がい者のガイドヘルパー資格研修
同行援護従業者養成研修 (応用課程)	年1回 (12時間)	同行援護従業者サービス提供責任者 資格要件の研修
重度訪問介護従業者養成研修	年1回 (20時間)	重度肢体不自由者等の介護及び外出 時移動介護の従業者資格研修
知的障がい者(児)移動支 援従業者養成研修	年2回 (19時間×2回)	知的障がい者のガイドヘルパー資格 研修
行動援護従業者養成研修	年1回 (24時間)	常時介護が必要な知的・精神障がい者 の行動上の安全を支援するガイドヘル パーの資格研修
医療的ケア支援者養成研修 (特定の者)	年2回 (9時間+実地研修)	介護職員等によるたんの吸引等の実 施のための研修(特定の者対象)

医療的ケア児等支援技術向上研修	年6回	集合研修及び派遣研修
-----------------	-----	------------

② 就労支援

事業名	実施回数	内容
福祉のしごと相談・面接会	年1回	市内高齢者福祉事業所・障害者福祉事業所の合同就職相談・面接会（東京都福祉人材センター、ハローワーク府中共催）

2 専門性の向上

福祉職としての経験年数や職層に応じた階層別研修や職員の専門性を向上するためのテーマ別研修を行います。

目標と方針

- 内容に応じてライブ配信やオンデマンド配信（録画配信）を取り入れる等、多様な方法で研修を実施します。

実施内容等

① 階層別研修

事業名	対象	実施回数	内容
階層別研修 （新任職）	市内福祉事業所職員	年2回	福祉職員として基本姿勢、ビジネスマナー、社会資源について等
階層別研修 （中堅職）	市内福祉事業所職員	年2回	組織のなかでのリーダーシップ、コミュニケーション、後進の育成等
階層別研修 （運営管理職）	市内福祉事業所施設長、管理職等	年1回	運営・経営理念の浸透、マネジメント、人材育成等

② 専門研修

事業名	対象	実施回数	内容
テーマ別専門研修	市内福祉事業所職員	年7回	虐待防止、記録、コミュニケーション、面接技術等

3 市民参入に向けた普及啓発

福祉に関する理解を広め、地域の中に福祉と関わる人材を増やします。

目標と方針

- 「ちょうふ福祉ヒューマンライブラリー」を開催し、福祉に関する普及・啓発を目指します。

- 市内福祉事業所の求人情報をホームページで提供します。

実施内容等

事業名	対象者	実施回数	内容
イベント	市民、関係機関等	年1回	福祉ヒューマンライブラリーの開催
ホームページ	市民、関係機関等	常時	福祉に関する求人情報及び研修情報の提供
広報	市民、関係機関等	随時	資格研修に関する情報提供

4 事業所あるいは職員間のネットワーク形成

「ちょうふ福祉実践フォーラム」を開催し、市内福祉事業所で働く職員の専門性の向上と職員同士のネットワーク形成を目指します。

目標と方針

- 福祉職及び福祉に関心のある人が福祉的な実践から学びあう機会を作ります。

実施内容等

事業名	対象者	実施回数	内容
ちょうふ福祉実践フォーラム	市内福祉事業所職員、福祉に興味のある方	年1回	福祉的実践の報告

第2部 ボランティア・市民活動の推進

I 事業方針

第1 現状と課題

昨年度も、新型コロナウイルス感染拡大により、多くの市民活動や地域活動が大きな影響を受けた1年でした。調布市においても1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック大会の無観客開催により、独自に募集した「おもてなしボランティア」が活動の場を失うことにもなりました。

このような状況下においても、オンラインによるイベントや講座の開催、会議の実施等市民の方々、諸団体の協力により事業を進めていくことができました。

市民活動支援センター（以下「センター」という。）では「2018～2022 市民活動支援センター中長期運営方針」（以下「中長期運営方針」という。）を基本として、多様な人や組織と連携・協力関係を深め、今後も続いていくであろうコロナ禍における地域課題の解決につながる支援活動を継続します。

活動の自粛・縮小・休止となっている市民活動団体への具体的なサポート、コロナ禍において必要性が高まった新たな活動への支援、地震・風水害など自然災害への備えをさらに具体的に進めていくこと等、多くの課題が継続しています。

第2 基本方針

「中長期運営方針」の基本理念「市民参画による住み続けたいまちづくり」・「未来に希望の持てる社会の実現」に向けて、多様な個人・団体・企業等と協働しながら、運営委員会と共に開かれたセンター運営を継続していきます。

中間支援組織として求められる機能や役割を果たし「中長期運営方針」の成果や課題を整理し、センター機能の充実を図ります。

第3 重点項目

1 中長期運営方針5本の柱に対応したセンターの運営

①人材の発掘及び育成、②行き交う情報の有効活用、③市民活動助成事業「えんがわファンド」を活用した支援の充実、④パートナーシップの強化、⑤災害時の支援の5本の柱を中心に同運営方針の基本理念の実現を目指します。

2 次期の「中長期運営方針」を策定

2022年で満了となる今期の「中長期運営方針」の振り返りを行い、課題の整理を進め、次期2023年度からの5か年の新たな「中長期運営方針」を策定します。

II 事業計画

市民活動を支援し、市民主体の住みよいまちづくりを進めていくための事業計画です。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
1	市民活動支援センターの受託・運営			市協	

目標と方針

- 市民主体の視点を大切に、事業運営とサービス提供を進めます。

実施内容等

- 市民活動支援センター運営委員会による運営
市民主体の開かれた運営を基本とし、運営委員会を定期的開催し、必要に応じて各種部会の設置を行います。また、委託元の調布市協働推進課と定例会議で情報共有します。2年目の任期に入った10期目の運営委員で、多様な視点での協議を行います。11期目の運営委員の選任にあたっては、市民公募も含め、ジェンダー・ダイバシティにも配慮のうえ、人選を進めます。
- 市民活動支援センター利用者のニーズ把握
利用者の意見を反映したセンター運営をめざし、利用者アンケート調査、利用者会議（えんがわカフェ）等を開催し、その声を活かしていきます。
- 中長期運営方針による事業の遂行と成果指標による事業の改善
運営委員会が提言した平成30年度からの5か年の中長期運営方針をもとに「市民参画による住み続けたいまちづくり」「未来に希望の持てる社会の実現」という基本理念のもと具体的に事業を進めます。
- 次期5か年の中長期運営方針を策定します。（重点項目—2）
現状の中長期計画の評価を基に、2023年度から始まる新たな5か年の中長期運営方針を策定し、センターの基本的な計画の要としていきます。
- 市民交流事業の充実
新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ、調布市市民プラザあくるす「はばたき」をメイン会場に、地域の課題解決に向けた仲間作りを目的とした市民交流事業「えんがわフェスタ」を、開催時期を検討のうえ実施します。また「まち活フェスタ」の開催に主体的に取り組み、その中で協働推進課と連携し、まちの活性化、人材の発掘・育成に取り組みます。
- 「えんがわ文庫」の充実
昨年度開設された「えんがわ文庫」を関わる市民や、来館者とともに、新たな交流の場ができるよう、工夫を凝らし運営していきます。
- 市民活動支援センター看板の設置の検討
「センターが外からわかりにくい」という積年の課題の解決策として、新たな看板の設

置について、検討を始めます。

番号	事業名	財源			
		自主 寄会歳基	補助 市総	委託 市協	事業 ○
2	コーナー（ランチ）の運営				○

目標と方針

- より地域に密着したボランティア・市民活動のサポートを行う視点で各コーナー（ランチ）において、「まちづくり」の視点も取り入れ、地域の課題解決に向けた相談支援、事業運営とサービス提供をセンターと一体的に進めます。

実施内容等

- 各コーナー（ランチ）での市民交流事業の実施
各コーナー（ランチ）を拠点に活動する市民活動団体同士、あるいはランチの近隣住民など地域コミュニティをつなぐ機会として、社協事業である小地域交流事業と連携も含め、交流事業を実施するとともに、地域の人材の発掘・育成に取り組みます。
- 多彩な地域組織、団体との連携
地域包括支援センターや自治会、地区協議会、ボランティア団体等と連携し、身近な地域課題の解決に向けて取り組みます。また、地域の市民活動団体の支援に取り組みます。各コーナーからの情報発信を行い、地域への情報提供に務めます。
- 野ヶ谷の郷（ランチ）の運営
空き店舗を利用し、市民で運営委員会を作り運営しているランチをバックアップします。
- 身近な地域での相談機能の充実
市民の身近な拠点である各コーナー（ランチ）のコーディネーターは、地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）や地域支え合い推進員と連携して、地域課題の解決に取り組みます。
また、身近な地域で「人」「居場所」「つながり」「多様な活動」が育まれるようなコーディネートを進めます。

番号	事業名	財源			
		自主 寄会歳基	補助 市総	委託 市協	事業 ○
3	ボランティア・市民活動団体及び個人への支援の充実				○

目標と方針

- 地域の課題解決にむけて主体的に取り組む個人や団体の活動を促進するための各種サービスを提供します。また、個々のボランティアや団体への支援をさらに充実させるとともに、活動の裾野を広げるため、地域課題の発見や啓発活動を行います。

実施内容等

- 市民活動に関する相談事業の実施と地域課題発掘力の強化
市民活動に関することをはじめ様々な相談対応を充実させます。地域の課題やニーズ把握、社会資源を確認し、市民活動に参加したい個人・団体と支援を求めている個人・団体のコーディネーションの充実を図ります。
- 団体への支援
市民ニーズに基づき、NPO 法人設立に関する講座やワークショップ、会計、助成金、広報、オンラインでの活動、ファシリテート等のテーマ別の運営講座等市民ニーズに合わせ開催し、専門家の協力を得てフォローアップを行います。
- 市内の市民活動団体が行う活動を職員が見学・参加することで、団体やその活動内容をより深く理解できるようにしていきます。
- 施設・団体等ボランティア受入側の支援
施設や団体などのボランティア受入担当者へ、日常のコーディネーションの過程を通して、各施設や団体の状況を把握し必要なアドバイスやサポートを行います。
- 電話代行サービスの提供
市民活動団体の主催事業の申込受付や、問合せなどをそれぞれの団体に代わってセンタースタッフが対応します。(月単位 有料)
- ボランティア保険・行事保険の加入受付
安心して市民活動を行えるよう保険加入を促進し、受付手続きを行います。現金での直接受付の終了に伴う混乱が生じないように周知を図ります。
- 施設や機能の効率的な運用
 - ・はばたきスペース、ボランティア活動室の管理運営 (国領・小島町)
 - ・ロッカー、メールボックスの管理運営 (国領・小島町)
 - ・倉庫スペースの貸出し (国領) ・パソコンコーナーの提供 (国領)
 - ・印刷コーナーの設置 (国領；印刷のみ有料)
 - ・情報コーナー・展示スペースの提供 (国領)

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
4	人材発掘・育成及び学びの機会提供 【重点項目-1-①】	寄会歳基	市総	市協	○

目標と方針

- 地域や社会の課題に主体的に取り組む人材の発掘および育成をします。
- 地域活動における人材の把握と活用を目的とした「人材リスト」の作成を進めます。

実施内容等

- えんがわフェスタ、まち活フェスタ、えんがわファンド、えんがわカフェをはじめ、全てのプログラムにおいて、新たな人材と出会い、共に成長する機会と捉え事業運営をします。また、参加された方々へのフォローも行っていきます。
- 「まちを良くしたい」という意思を持つ、市民やまちにとって活かされる人材のリスト

作成を進め、人材の有効活用に努めます。

- 出前講座の実施（学校や企業等で実施する講座・研修会への協力）
学校や企業、地域などで行われる総合的な学習の時間、市民活動講座や研修会等へボランティアスタッフや障がい当事者、コーディネーターが出向き講座を実施します。
- サマーボランティアプログラムの実施
おもに中・高・大学生、社会人を対象に夏休み期間を利用したボランティア活動体験プログラムを地域の状況に合わせ工夫して実施し、活動へのきっかけづくりや理解・学習としての機会を提供します。
体験者のフォローアップを行い、活動参加への情報提供・アドバイスや冬休みの取り組みを増やしていくことで、新たな人材の発掘や育成の機会とします。
- 各種講座の実施
これから市民活動を始めようという方や、既に活動を展開している団体などそれぞれのニーズに対応する講座を、前述の団体支援の講座（P70）や出張講座を含め実施します。広く市民活動に関する入門講座や、防災教育など専門的なテーマに基づく講座を実施し、互いに支えあう地域づくりを進めます。
- ボランティアガイダンスの実施
市民の自発的な社会貢献活動のきっかけづくり、ボランティアの基本的な考え方や活動のポイントを学び、その後の活動につながっていけるよう、センター並びに各コーナー（ランチ）が連携してガイダンスを定期的に行い、人材を発掘・育成します。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
5	行き交う市民活動情報の収集及び提供 【重点項目－1-②】	寄会歳基	市総	市協	○

目標と方針

- 必要な人に必要な情報が届くよう、また各団体や活動の広報支援の視点からも情報の収集や発信に工夫を重ねます。また得られた情報から、センターの運営改善にもつなげていきます。
- ホームページや「えんがわだより」に加え、SNS 等の情報発信ツールの活用に取り組んでいきます。

実施内容等

- Twitter 等の情報発信ツールを活用、動画の配信など、新たな情報提供をさらに進めます。
- ホームページの情報更新により、団体情報をしっかり確認し、正確な情報提供を行います。
- 情報紙「えんがわだより」の定期発行と各種メディアの活用
センターの広報媒体である「えんがわだより」の紙面を、読みやすく手に取ってもらえるように工夫し、多彩な情報がより多くの市民の手に渡るよう配架場所を増やす等工夫します。（コロナ禍における配布方法の検討）
また調布市報、ふくしの窓（社協広報誌）、ケーブルテレビやコミュニティ FM、タウン

誌、「ちょみっと」をはじめとするインターネット上のポータルサイトなど多様なメディアを活用し、市民活動に関する情報提供を行っていきます。

- 市民活動支援センターホームページの内容充実を図り、情報発信を進めます。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
6	市民活動助成事業「えんがわファンド」を活用した市民活動支援 【重点項目-1-③】	寄			○

目標と方針

- 調布のボランティア・市民活動を「資金」と「つながり」で助成する「えんがわファンド」を活用し、市内のボランティア・市民活動団体の発展、サポーター会員など寄付による共感者拡大を通して、調布のまちがより豊かになることを目指します。
- 共感者としてのサポーターのさらなる拡大に努め、市内企業・団体からの協力を求めます。

実施内容等

- えんがわファンドによる助成事業
自発的に社会的・公益的活動を展開するボランティアグループ・市民活動団体の運営支援を目的として、えんがわファンドを活用し、活動資金の助成を行います。
また、サポーター会員などの支援者と助成団体との交流の場を設け、支援者と助成団体相互の顔が見える関係を作ります。
- えんがわファンド助成団体への支援
助成団体には、助成金の適切な使用を確認するとともに、職員等による活動見学を実施し、必要に応じてアドバイスをします。各種団体との連携事業実施への支援など、センターや団体同士のつながりが深まるよう支援します。
- サポーター会員の拡大
サポーター会員（会費）の拡大につながるようにサポーター会員制度の広報活動を強化し、市内企業・団体へのアプローチをしていきます。共感者を増やすとともに、活動への参加の機会の提供に努めます。また、サポーター会費を含む寄付金額の目標を60万円（200人）とします。

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
7	パートナーシップの強化 【重点項目-1-④】	寄 会歳基	市 総	市 協	○

目標と方針

- 一人ひとりが地域と関わり、互いに支えあう関係づくりを進めるため、様々な専門機関と連携し、市民一人ひとり、自治会、地区協議会、団体、学校、NPO、企業、行政など多様な立場のパートナーシップの構築を進めていきます。

実施内容等

- 社会情勢や地域ニーズに応じて、NPO等の市民活動団体、地区協議会等の地域活動団体、児童・福祉施設等との協働プログラムを企画・実施します。
- 市内の大学との連携を深め、大学生の参加が得られるように働きかけます。
- 在宅勤務などで時間が生まれた方や市内で働く方等の皆さんの参加や連携を進めます。
- ちょうふチャリティーウォークの実施（共催事業）
 企業、市民活動団体、行政による協働事業としてちょうふチャリティーウォークを実行委員会主体にして実施します。参加費はえんがわファンドの原資として運用します。
 協働事業の積み重ねによって企業との連携を模索し、災害時対応や地域課題に関して話しあう場に発展していけるよう工夫をしていきます。
- やあやあドリームオールスターズ（YDAS）「こどもあそび博覧会」の実施（共催事業）
 コロナ禍における開催について市内NPOと検討し、実施の場合は共催とし、市民や団体の参加する実行委員会を主体に、学校と地域の連携づくり、コミュニティ学習推進を目的とした地域交流事業の実施を検討します。
- 企業との連携
 事業を通じて関係性の深まった調布市商工会青年部との連携を進め、地域の活性化に向けた協働の取り組みを検討します。また、調布青年会議所との連携方法について、協議検討を進めます。
- 調布市各部署および他自治体の市民活動支援センター等との連携
 公民館、生涯学習情報コーナーをはじめとして調布市の各部署と連携して活動支援を図ります。また、東京ボランティア・市民活動センター及びその他区市町村の中間支援組織（市民活動支援センター等）と連携を深め、情報交換等を行っていきます。
- 地域包括支援センターとの連携
 センター及び各コーナー（ランチ）は市内各所の地域包括支援センターと連携し、「認知症の方を地域で支えるための講座」「認知症サポーター養成講座」等を実施します。さらに受講後の活動支援に取り組みます。
- 市民プラザあくろす内の連携
 男女共同参画推進センター、産業労働支援センター及び指定管理者との定期的な会議に参加し、連携を図ります。

番号	事業名	財源			
		自主 寄会歳基	補助 市総	委託 市協	事業 ○
8	災害時の支援 【重点項目—1-⑤】				

目標と方針

- 台風被害による災害ボランティアセンターの設置の経験・教訓を生かし、地震のみならず風水害も想定した大規模災害時の支援の在り方を検討、準備します。

実施内容等

- 災害ボランティアセンターの設置の経験・教訓を生かし、調布市地域防災計画に基づく

災害ボランティアセンターの設置について、調布市と具体的な協議を進め、災害時要配慮者を考慮した運営マニュアルを整備します。

- 被災地支援や災害ボランティアセンター運営等に協力していただける災害ボランティアの発掘・育成に向けて、各種災害ボランティア講座を開催していきます。
- 調布市が開催する「総合防災訓練」に積極的に参加し、災害ボランティアセンター運営の訓練に取り組み、災害ボランティア講座参加者などに参加を呼びかけます。
- 調布青年会議所をはじめ、協働事業によって関係が構築された企業、団体との連携により、災害時の協力体制が得られるように働きかけを進めます。
- 地区協議会や災害関係団体等の防災プログラムへ積極的に協力します。

番号	事業名	財源			
		自主 寄会歳基	補助 市総	委託 市協	事業 ○
9	調査・研究・提言活動				

目標と方針

- 様々な市民活動の実態を確認するため調査・研究を行い、市民ニーズの把握に努めます。

実施内容等

- 一昨年度実施した市民活動に関する個人・団体向け調査の結果を精査し、市民活動の実態の変化や推移を把握し、次期中長期運営方針の策定に活かしていきます。
- 地域のなかの『居場所』の在り方について研究を進めていきます。
- 国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の研究
SDGsについて、運営委員会でも検討を進め、職員も理解を深めるべく研修に参加するとともに、事業における機会を通じて、広く市民に周知する工夫をしていきます。

番号	事業名	財源			
		自主 寄会歳基	補助 市総	委託 市協	事業 ○
10	職員の育成 等				

目標と方針

- 職員のスキルアップにつながる研修の充実をはかります。
- 様々な関係先との連携や情報交換などを通じて、研鑽に努めます。また、広く社会に資するため互いのノウハウや情報の共有、事業協力なども積極的に受け入れます。

実施内容等

- 市民の方々の要望に応えるべく、職員の相談対応力等を高めていけるよう外部研修受講の機会を増やし、職員のスキルアップを図ります。
また、コーディネーター会議の中で事例検討を行い、支援の共有化を図ります。
- センターが主催する講座等にも職員が参加し、市民と共に学びを深めていきます。
- 他団体会議・講座等への講師、委員、パネラー等職員派遣をします。

第2部 ボランティア・市民活動の推進

- センター運営や事業実施等について、視察・見学の受入を随時行います。
- 北多摩南部ブロックのボランティア・市民活動センターと連携します。

第3部 希望の家の運営

I 事業方針

第1 現状と課題

コロナ禍での生活も長期にわたり、マスク着用、こまめな手洗いや室内の消毒といった感染症対策も皆ずいぶん手馴れてきました。人と人との距離感を広げることが求められている中ですが、希望の家でそれを徹底するのはなかなか難しいことです。施設内でのワクチン接種やPCR検査の実施など、公的支援を活用しながら、これまでのところ施設内感染を広げることなく、できる限り普段通りの生活を続けていくことができました。

とはいえ、さまざまな制約のある生活は利用者、ご家族にとって不安やストレスを抱えるものであり、希望の家ではこれまで以上に、利用者やご家族との対話を大切に、できる限りのサービス提供に努めてまいります。

第2 基本方針

重度の知的障がい者を受け入れるセーフティネットの役割を担う施設として、利用者の個性を大切にし、利用者、市民に信頼される施設運営に努めます。

そして、利用者の障がいの特性を理解し、一人ひとりに対して健康的で楽しい日中活動を提供し、地域での生活を豊かにします。

第3 重点項目

1 利用者に合った個別活動などの充実

新型コロナウイルスの影響により、様々な活動が制限されています。そうした中、我慢をし続けるだけでなく、感染対策をしながら実施できる新たな個別活動づくりを施設全体で促進していきます。新たな活動の検討の上では、“わかりやすい伝達方法”を工夫するなど、コミュニケーションの充実を図り、そこから利用者一人ひとりのニーズに合わせた個別支援を提供できるようにします。

2 地域との交流の促進

地域のつどいや販売会等の催しが開催できず、地域の方々との接点を持つ機会が少なくなっています。催しに代わる方法として、日常的な活動において、近隣の企業や住民の方々とは多様な接点を持つことができる工夫をしていきます。例えば、古紙回収先を拡大することで新たな企業や団体との接点を持つことや、感染対策をしたうえで小規模に実施できる範囲での手作り製品販売の機会確保などを検討します。

また、市民の方々に施設のことを広く知っていただく方法として、ホームページ内容を刷新するなど、広報の方法を見直していきます。

3 職員の支援力の向上

体系立てた職員研修、利用者支援方針の明文化、業務の標準化やマニュアルの整備、施設間の交換研修、日々の支援から生み出される“気づきメモ”の分析をすすめるなど、より良い支援を目指します。

II 事業計画

第1 調布市希望の家の運営

知的障がい者生活介護事業として調布市から受託している調布市希望の家の事業運営計画です。

1	事業名	財源			
		自主 他	補助	委託 市	事業 ○
	調布市希望の家運営受託事業				

実施内容等

1 利用人数

調布市希望の家 25人 利用定員 (26人)	調布市希望の家分場 11人 利用定員 (12人)	合計 36人 利用定員 (38人)
利用日時	利用時間 休日	月～金曜日 9:00～16:00 土日祝・年末年始

2 健康維持、教養娯楽活動、各種イベントなど

いずれの活動についても、新型コロナウイルスの感染防止対策を行った上で実施するとともに、感染拡大状況によっては実施規模の縮小・延期・中止なども検討します。

活 動	回数・時間
水泳教室 (講師による指導)	月1回/泳力に合わせた水泳指導やレクリエーション(分場) ※新型コロナウイルスの感染状況により変更あり
音楽教室 (講師による指導)	月1回/ピアノの伴奏に合わせたリクエストによる合唱や楽器の演奏 ※合唱等、飛沫が飛ぶ恐れのある内容は避けて実施
ジャンベ教室 (講師による指導)	月2回/アフリカ太鼓の自由な演奏
アート教室 (講師による指導)	月1回/手芸や工作など、独創的な手づくり作品づくり(本場)
作業療法活動 (作業療法士による指導)	月1~2回/参加者の運動能力に合わせた健康維持活動や創作活動
パソコン教室 (講師による指導)	月1回/パソコンソフトで年賀状やカレンダーなど作成(本場)
健康維持活動	適時/ウォーキング、公園散歩など

入浴	月1~2回(分場・希望制)
◎イベント活動	
教養娯楽活動	適時/ゲーム・レクリエーション、季節に合わせたイベント(夏祭り、クリスマス会、豆まき、初詣など)、畑作物の収穫、年末お疲れさま会、年度末お楽しみ会など
リフレッシュ活動	リフレッシュと社会経験を積む機会としての外出活動(時期、回数、内容など未定)
運動会	年1回/調布市福祉作業所等連絡会主催運動会に参加
音楽鑑賞会	年1回/プロのJAZZ奏者を招いての音楽鑑賞会
地域のつどい	毎年6月の日曜日に本場で実施。希望の家及び市内の福祉施設の自主製品展示販売や各種模擬店、ゲームコーナーなどを行い、地域の方々と交流
成人を祝うつどい	成人を迎えた利用者をお祝いする会
作品展示会	年1回/市民活動支援センターギャララリーにて、活動で作った作品による「希望の家手づくり展」を開催

3 作業活動

各種生産及び作業活動を提供し、収入から工賃を支給します。

作業内容	企業受託(軽作業)	和菓子の箱詰め・箱折・シール貼り、ねじの組立 その他、単発の軽作業
	自治体受託(軽作業)	公園清掃
	地域団体受託	フードドライブ食品運搬
	自主製品販売(常設委託販売・イベント販売)	織り物、刺繍製品、子どものおもちゃやアクセサリなどの販売、常設委託販売(社協わかさショップ)のほか、地域のつどい、パルコ前販売会、小地域交流事業、クレストンホテルPRカフェなどイベント販売を実施
	ポスティング	福祉作業所等連絡会共同受注による、社協広報紙「ふくしの窓」(隔月1回)、地域活動情報誌じよいなす(年1回)、ごみカレンダー(年1回)の全戸配布
	古紙回収	公共施設、福祉施設、企業、学校などから回収した古紙をリサイクル業者に納入
工賃	ポイント制で計算し、毎月20日口座振り込みにて支給	

4 昼食提供

- 配食業者と提携し、昼食(弁当)を提供します。
- 普通食に加え、低カロリー食や肉類除去食、アレルギー対応食のほか、軟飯、刻み食にも対応します。
- お楽しみ企画として定期的に出前昼食やカレー昼食の日を設けます。

5 健康診断・健康管理

- 利用者の個人状況に合わせた健康診断・健康管理を実施し、健康の維持を支援します。

- 医療機関・訪問看護事業所など他機関との連携を強化し、健康維持に努めます。
- 新型コロナウイルスの感染防止対策を、施設環境に適した形に随時見直していきます。

種類	回数/内容
健康診断（生活習慣病検診など）	年1回/身長、体重、問診、胸部X線、視力、検尿、血液検査、40歳以上は眼底、骨粗鬆症、心電図検査の実施
聴診、健康相談（嘱託医）	本場（年4回）、分場（年3回）/利用者の健康管理と健康上の相談
体重・体脂肪・血圧測定（看護師）	月1回以上 年間を通して看護師による個別の健康管理を実施
歯科健診	年1回/健診、歯磨き指導を実施
インフルエンザ予防接種	年1回/希望者に実施
PCR検査	必要に応じて実施
新型コロナワクチン接種	必要に応じて実施

6 利用者及び家族支援など

(1) 当事者活動の支援

利用者、家族の当事者活動を支援するとともに、その意見を運営に反映するため利用者自治会、家族会を開催していますが、開始当初から年数を経るにつれ、それぞれの会の運営について課題が出てきています。当初の目的を果たすために必要な支援はどのようなものなのか、会の形式や前例にとらわれず検討していきます。

団体名	回数/内容
利用者自治会	月1回/外出イベントでの行先の検討、行事の報告、他施設の利用者との交流などを行います。オンラインで行うなど、密を避ける形で実施します。 運営委員会への参加（会より1人委員推薦）
家族会	施設主催の連絡会を随時開催/施設からの報告や意見聴取、家族間交流などを行います。新型コロナウイルスの感染防止対策に十分配慮した形で実施します。 運営委員会への参加（会より1人委員推薦）

(2) 利用者の家庭支援

- 継続した通所のため、地域生活の安定を図るとともに個別の状況に合わせ、生活上の問題解決に向けて関係機関と連携し支援します。
- 延長利用を実施します。
利用可能日：毎週木曜日午後4時～6時（祝日除く）
利用上限：月2回まで
定員：1日につき2人まで

7 送迎事業

- 自力での通所が困難な利用者を対象に調布市希望の家送迎サービス実施基準に基づき実施します。
- 10人乗りワゴン車、8人乗り貨物車、車いす対応リフト車などを使用し、職員や送迎員（臨時職員、派遣職員）の運転および添乗で、施設ごとに運行します。対象利用者それぞれの

自宅（市内グループホームを含む）、若しくは自宅近辺を乗降場所として送迎ルートを設定します。また、緊急一時やショートステイなどによる施設間の送り迎えにも対応します。（市内のみ）

- 一部業者委託（本場、分場それぞれ運転手1人）により、通所送迎と日中活動に係わる運行を実施します。
- 安全運転管理者を選任し、安全運転の励行に努めます。

8 運営管理業務

(1) 苦情や要望の受付と問題解決

- 第三者委員2人と苦情受付担当者2人、責任者1人を置き、相談窓口を常時設置します。
- 利用者・家族、関係者に対し、施設長が苦情や意見の受付を行います。
- 定期的に第三者委員会議を開催し、課題の解決につなげます。
- 虐待防止研修を実施するとともに、法人の虐待防止委員会に施設長が参加し、虐待防止に努めます。

(2) 運営委員会

理事会の諮問機関として、施設の管理運営、事業計画及び運営などについて検討します。

(3) サービス評価

3年に1度、外部機関からのサービス評価を受けていますが、今年度は施設独自の利用者・家族アンケートを実施します。

(4) 職員の資質向上【重点項目】

- 施設内研修の実施やOJT、外部研修への派遣などにより、利用者支援の充実と職員のスキルアップを図ります。また、3施設の職員同士の日常的な補完・協力関係を築きます。
- ICTを活用し効率的に業務を進めていける職場環境づくりに取り組みます。

(5) 事業・建物管理

市の所管部署である障害福祉課及び法人事務局と連携して、円滑な運営に努めます。

(6) 危機管理体制の整備

利用者の安心・安全を守るように避難訓練、防犯訓練の実施のほか、事故の未然防止と家族への連絡や引き渡しなどについても的確な緊急対応ができるように努めます。

9 地域との交流・協働【重点項目】

- 地域のつどいや自主製品販売会、小地域交流事業（富士見・入間地区等）などを通じて、障がい福祉や施設運営への理解を広げるとともに、会議室の貸し出し、石原小学校地区協議会への参加など、地域の施設としての役割を果たします。
- 周辺地域の美化活動など貢献活動を通じて、地域とのつながりをより深めていきます。
- 地域企業や団体からの受託作業を通じて、利用者の社会参加を図ります。

10 その他

(1) 個別支援・日中活動の充実【重点項目】

- 利用者や家族の意向を踏まえて個別支援計画を作成（誕生日）し、半年ごとの面談で振り

返りを行います。

- 重度の行動障がいのある利用者が、より主体的に参加できる活動について検討します。
- 希望の家3施設の垣根を越えて、利用者同士が交流できる機会の創出を図ります。
- 多様な視点や創意工夫で新たな活動への取り組みにも挑戦します。

(2) 広報

ふくしの窓をはじめ市報、ホームページなどで随時施設の様子をお伝えしていきます。

種 類	回数／内容
月のお知らせ	月1回／利用者・家族・関係者向けの予定表とお知らせ。
季刊誌	年3回／行事や活動の報告など。
ふくしの窓、市報、ホームページ（社協HP内）	行事や活動の報告など。

(3) ボランティア、実習生等の受け入れ

ボランティアや実習生などを受け入れることで、施設への理解を広げるとともに、外部の視点を運営に活かします。

第2 希望の家深大寺の管理運営

知的障がい者生活介護事業である希望の家深大寺の管理運営事業計画です。

番号	事業名	財源			
		自主 他	補助 市	委託	事業 ○
1	希望の家深大寺管理運営事業				○

実施内容等

1 利用人数

利用定員 (30人)	希望の家深大寺 19人
利用日時	利用時間 月～金曜日 9:00～16:00 休 日 土日祝・年末年始

2 健康維持、教養娯楽活動、各種イベントなど

いずれの活動についても、新型コロナウイルスの感染防止対策を行った上で実施するとともに、感染拡大状況によっては実施規模の縮小・延期・中止なども検討します。

◎定例活動

活 動	回 数／内容
ダンス教室 (講師による指導)	月2回／器具を使った柔軟運動やダンスなど
音楽教室 (講師による指導)	月2回／ピアノ伴奏に合わせた歌と楽器演奏

ジャンベ教室 (講師による指導)	月2回/アフリカ太鼓の自由な演奏
水泳教室 (講師による指導)	1人月1~2回程度(冬季を除く・希望制) /水泳活動および水中ウォーキングなど
作業療法活動 (作業療法士による指導)	月2回/それぞれの能力に合わせた健康維持活動、創作活動
ウォーキング	1人週2回以上/近隣及び公園等での30分~1時間程度の散策
美化活動(公園清掃)	1人週1回程度/施設周辺及び指定公園の清掃活動
ミニ調理	月1回/昼食及びデザート程度の簡単な調理活動
入浴	1人月1~2回程度(希望制)
◎イベント活動	
活動	回数/内容
ピクニック (※リフレッシュ活動)	1人年2回/テイクアウトによる昼食またはデザートを用意しての大きな公園などへの外出活動 小グループに分けて実施。 (※コロナ感染状況によっては屋内観光施設などの利用も検討)
運動会	年1回/福祉作業所等連絡会主催の運動会に参加
音楽鑑賞会	年1回/プロのJazz演奏者を招いての音楽鑑賞および交流
地域のつどい	開所月に合わせ毎年9月に実施/敷地内に模擬店等を出店するなど、地域との交流機会となる催しを実施
成人を祝うつどい	成人を迎えた利用者をお祝いする会
作品展示会	年1回/市民活動支援センターギャララリーにて、活動で作りためた作品による「希望の家手づくり展」を開催
その他の活動	年末おつかれさま会、初詣など

3 作業活動

各種生産及び作業活動を提供し、収入から工賃を支給します。法人としての地域とのつながりを活かして、古紙回収先を増やすなど、新たな作業活動開拓に努めます。

作業内容	企業からの受託	ねじの組立、医療検査器具封入など
	古紙回収	福祉施設、学校等から回収した古紙をリサイクル業者に納入
	広報紙等ポスティング	社協広報紙「ふくしの窓」隔月1回、地域活動情報誌じょいなす年1回(調布市福祉作業所等連絡会共同受注)
	工賃	ポイント制で計算し、毎月20日口座振り込みにて支給

4 昼食提供

- 配食業者と提携し、昼食(弁当)を提供します。
- 普通食に加え、低カロリー食や肉類除去食、アレルギー対応食のほか、軟飯、刻み食にも対応します。
- お楽しみ企画として定期的に出前昼食やカレー昼食の日を設けます。

5 健康診断・健康管理

- 利用者の個人状況に合わせた健康診断・健康管理を実施し、健康の維持を支援します。

- 医療機関・訪問看護事業所等他機関との連携を強化し、健康維持に努めます。
- 新型コロナウイルスの感染防止対策を、施設環境に適した形に随時見直していきます。

種類	回数/内容
健康診断（生活習慣病検診など）	年1回/身長、体重、問診、胸部X線、検尿、血液検査 40才以上は眼底、骨粗鬆症、心電図検査の実施
健康相談・問診（嘱託医）	年6回/利用者の健康管理と健康上の相談
体重・体脂肪・血圧測定（看護師）	月1回以上/年間を通して看護師による個別の健康管理を実施
歯科健診	年1回/健診、歯磨き指導を実施
インフルエンザ予防接種	年1回/希望者に実施
PCR検査	必要に応じて実施
新型コロナワクチン接種	必要に応じて実施

6 利用者及び家族支援など

(1) 当事者活動の支援

利用者、家族の当事者活動を支援するとともに、その意見を施設運営に反映させるため利用者自治会、家族会を開催していますが、開始当初から年数を経るにつれ、それぞれの会の運営について課題が出てきています。当初の目的を果たすために必要な支援はどのようなものなのか、会の形式や前例にとらわれず検討していきます。

団体名	回数/内容
利用者自治会	月1回/外出イベントでの行先の検討、行事の報告、他施設の利用者との交流などを行います。オンラインで行うなど、密を避ける形で実施します。 運営委員会への参加（会より1人委員推薦）
家族会	施設主催の連絡会を随時開催/施設からの報告や意見聴取、家族間交流などを行います。新型コロナウイルスの感染防止対策に十分配慮した形で実施します。 運営委員会への参加（会より1人委員推薦）

(2) 利用者の家庭支援

- 継続した通所のため、地域生活の安定を図るとともに個別の状況に合わせ、生活上の問題解決に向けて関係機関と連携し支援します。
- すでに実施している延長利用について、調布市希望の家のように日中一時支援を導入して、その仕組みを整えます。

7 送迎事業

- 自力での通所が困難な利用者を対象に希望の家深大寺送迎サービス実施基準に基づき実施します。
- 10人乗りワゴン車等を使用し、職員の運転・添乗で、運行します。対象利用者それぞれの自宅（市内グループホームを含む）前、若しくは自宅近辺を乗降場所として、コースを設定します。また、ショートステイなどによる施設間の送り迎えにも対応します。（市内のみ）
- 一部業者委託（運転手1人）により、通所送迎と日中活動に係わる運行を実施します。
- 安全運転管理者を選任し、安全運転の励行に努めます。

8 運営管理業務

(1) 苦情や要望の受付と問題解決

- 第三者委員2人と苦情受付担当者1人、苦情受付担当責任者1人を置き、相談窓口を常時設置します。
- 利用者・家族、関係者に対し、施設長が苦情や意見の受付を行います。
- 定期的に第三者委員会議を開催し、課題の解決につなげます。
- 虐待防止研修を実施するとともに、法人の虐待防止委員会に施設長が参加し、虐待防止に努めます。

(2) 運営委員会

理事会の諮問機関として、施設の管理運営、事業計画及び運営などについて検討します。

(3) サービス評価

3年に1度、外部機関からのサービス評価を受けていますが、今年度は施設独自の利用者・家族アンケートを実施します。

(4) 職員の資質向上【重点項目】

- 施設内研修の実施やOJT、外部研修への派遣などにより、利用者支援の充実と職員のスキルアップを図ります。また、3施設の職員同士の日常的な補完・協力関係を築きます。
- ICTを活用し効率的に業務を進めていける職場環境づくりを継続して取り組みます。

(5) 事業・建物管理

調布市障害福祉課及び法人事務局と連携して、円滑な運営に努めます。

(6) 危機管理体制の整備

利用者の安心・安全を守るように避難訓練、防犯訓練の実施のほか、事故の未然防止と家族への連絡や引き渡しなどについても的確な緊急対応ができるように努めます。

(7) 安定した施設運営の検討

利用者が安心して活動できる施設運営のため、利用者の障害程度及び定数など、受入基準の見直しを検討します。

9 地域との交流・協働【重点項目】

- 地域の自治会が行う「防災・防犯パトロール」などの行事への職員参加や、希望の家深大寺「地域のつどい」に自治会が関わっていただくなど、引き続き交流を深めます。
- 北ノ台小学校地区協議会（北ノ台まちづくりネットワーク）の運営委員会に参加し、避難訓練や様々な行事を通して地域との連携を図ります。また、当地区協議会による「朝市」では、希望の家車両による来場者送迎を行うなど、地域における公益活動を積極的に実施します。
- 施設の機能訓練室などを地区協議会運営委員会・地域の自治会・活動団体などに貸し出すことで、地域住民との交流を深めます。

10 その他

(1) 個別支援・日中活動の充実【重点項目】

- 利用者の希望を聞き個別支援計画を作成（誕生月更新）し、半年ごとの利用者・家族との

面談を通し、個別支援計画の振り返りを行います。

- 強度行動障がいのある利用者や自閉症傾向のある利用者に対し、適切なコミュニケーション手段や環境を創出し、利用者それぞれに合わせた活動を提供します。
- 既存の受注作業だけに頼るのではない、集中力を養う機会や身体機能維持の機会として、日常において安定して提供できる課題活動(型はめ作業や紐通し作業など)を創出します。
- 希望の家3施設の垣根を越えて、利用者同士が交流できる機会の創出を図ります。

(2) 広報

ふくしの窓をはじめ市報、ホームページなどで随時施設の様子をお伝えしていきます。

種 類	回数／内容
月のお知らせ	月1回／利用者・家族・関係者向けの予定表とお知らせ。
季刊誌	年3回／行事や活動の報告など。
ふくしの窓、市報、ホームページ(社協HP内)	行事や活動の報告など。

(3) ボランティアや見学者の受け入れ

ボランティアなどを受け入れることで、施設への理解を広げるとともに、外部の視点を運営に活かします。

第4部 調布市こころの健康支援センターの運営

I 事業方針

第1 現状と課題

こころの相談事業は、毎月30人前後の新規相談があります。これまでも相談経路は、ホームページや医療機関、市役所等からの紹介が主でしたが、昨年度は、インターネットを見て、という方が、特に多くいらっしゃいました。精神障がい、発達障がいについての一般的な情報が得やすくなり、早期発見・早期治療につながりますが、症状や困りごと、価値観などはお一人おひとり違います。それぞれに合った支援方法で、その方らしい生活ができるよう取り組んでまいります。

第2 基本方針

相談支援と生活訓練事業、デイ事業、計画相談事業、就労支援事業、本人・家族支援事業、普及啓発事業等を一体的に実施し、市民のメンタルヘルスの課題や精神保健福祉の推進について、様々な機関と連携して取り組みます。

第3 重点項目

1 発達障害者支援事業の充実

発達障がいの診断を受けた方からの相談が増えています。その特性に合わせた新規プログラムの創設、タブレット等を活用した視覚的な説明や情報提供、個別作業スペースの拡充等を実施してまいります。

2 家族支援の充実

ご家族の方の中には、精神障がい、発達障がいのある方にどう対応したらよいか、お互いに生活しやすくするにはどのような工夫が必要なのか、親亡き後はどうなるのか等、心配されている方が少なくありません。関係機関とも連携をとりながら、学習会や相談支援の充実を図ります。

3 当事者からの発信の機会の創出

利用者の方々に対して、同じ当事者として、これまでの経験等を話していただく等、社会の一員としての役割を担っていただく機会を増やしていきます。

4 就労継続のための支援の充実

ここ数年で、市内外の就労移行支援事業所等の数が増え、センターに求められる支援内容も、就活支援から定着支援へと変化してきています。働き続けるためには医療はもちろんのこと、日々の安定した生活が重要となります。定着支援事業所と連携するタイミングを見極めながら、ミーティングやプログラムの充実にも努めてまいります。

II 事業計画

調布市から委託された精神保健福祉事業の運営計画です。

1 こころの相談事業

番号	事業名	財源			
		自主 他	補助	委託 市	事業 ○
1	調布市こころの健康支援センター				

調布市民を対象に、精神障がい者や発達障がい者の福祉及び市民の精神保健福祉に関する相談を受け付けます。

目標と方針

- こころの健康に関する幅広い相談をお受けし、埋もれていたニーズを掘り起し、支援を必要としている方を、本人に寄り添いながら医療や福祉につなげる役割を果たします。
- 引きこもりがちな本人自身の相談支援につながるよう、家族の本人との関わり方や将来への不安等、家族相談を積極的に受け、支援していきます。
- 定期的な研修及び精神科医などのスーパーバイズ等により、職員の専門性を向上するとともに、職員自身のメンタルヘルスに配慮しながら支援の充実に努めます。利用者に関わる際の不安な気持ちや意見を共有しあえる職場の風土を大切にすることで、より良い支援を目指します。
- 新型コロナウイルスをきっかけとして、こころの不調を抱えた方々も含め、身近な地域の相談機関として相談を受け支援していきます。

実施内容等

事業名	実施日(回数)	内容
精神保健福祉相談 個別支援	月～土曜日 8:30～17:30	精神保健福祉に関する相談及び精神障がい、発達障がいのある人等への面接相談、同行・訪問支援などの個別支援
事例検討会	年12回	嘱託医、保健所、東京都医学総合研究所、障害福祉課、の参加により利用者支援を検討
心理相談	年6回	臨床心理士による専門相談と心理検査、職員への指導助言
個別進行会議	月4回	利用者一人ひとりの支援状況を職員間で共有

2 生活訓練事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
2	生活訓練事業			市	○

精神障がい、発達障がいのある人を対象に、自立生活や就労を目標とする訓練を行います。

目標と方針

- 個別支援計画を作成し、自立や社会参加、就労など、本人の目標や目的にあったプログラムを選択利用できるように支援します。
- 集団参加に自信のない方に対する個別プログラムに取り組みます。
- 基本的な生活動作や外出する力をつけるために訪問支援を行います。
- 本人と定期的にモニタリング（振り返り）を行い、将来の目標を意識しながら次のステップに向けて準備をしていきます。

(1) グループワーク

5つのグループがあり、固定したメンバーで、自立と社会参加に必要な力をつける訓練を行います。

(2) 選択制プログラム

対人関係や生活技能など、自立と社会参加に必要な力をつけるため目的に応じて各種のプログラムを行います。

(3) 個別支援室「ベース」

集団参加に自信のない方を対象に安心して利用できる訓練の場所を提供します。

(4) デイルーム利用

計画的なデイルーム利用により、仲間との交流、コミュニケーション力の向上、生活リズムの改善に役立っています。

(5) 合同プログラム

就労支援事業と合同で開催し、ビジネスで活用するパソコン教室や、就労準備プログラム等、就労に必要な力をつけるプログラムを実施します。

(6) 訪問支援

外出困難な方に限らず、通所可能な方も含め、それぞれのニーズに合わせた訪問支援を行います。

実施内容等

	実施日時等	内容
グループワーク	① ミント 火曜日 10:00~12:00 木曜日 10:00~12:00 ② タイム 水曜日 10:00~12:00 ③ ジャスミン 木曜日 10:00~12:00 ④ ラベンダー 火曜日 13:30~15:30 ⑤ ユーカリ 金曜日 13:30~15:30	スポーツ、レクリエーション、SST等のプログラムを通じたコミュニケーション訓練
選択制プログラム	年間を通じて計画的に実施	各回の申込みにより各種訓練を実施 ・SST、作業所見学等の自立と社会参加に必要な力をつける訓練 ・パソコン教室、手工芸、書道、うたごえ喫茶、アロマ、ヨーガ、卓球、ストレッチ体操等 ・ユースプログラム、ママカフェ等共通項を軸としたゆるやかな場 ・地域イベントへの参加
個別支援室 「ベース」	月～金曜日 9:00～16:30	個別スペースで、パソコン、請求書チェック、脳トレドリル等の個別作業で集中力や疲労度を把握する訓練
デイルームの利用	月～金曜日 9:00～16:30	コミュニケーション能力の向上、生活リズムの改善
合同プログラム	月～金曜日 9:00～16:30	ビジネスパソコン、就労準備プログラム等就労に必要な力をつける訓練
個別進行会議	月4回	支援や契約に関する検討会議

3 デイ事業

精神科等に通院していて、精神障がい、発達障がいがあり、主治医の意見書がとれる方を対象に、仲間との交流や生活リズムの改善等、生活を豊かにすることを目標に支援します。必要がある方は年齢制限なく利用することが出来ます。

デイ事業登録者は、選択制プログラム、合同プログラム、個別支援室ベース、デイルーム

の利用が可能です。(P89 2 生活訓練事業(2)～(5))

目標と方針

- ひきこもりがちな生活から外出する第一歩、生活リズムの改善、安心できる居場所等、一人ひとりのニーズとペースに合わせた支援を行います。
- 「子育て」(ママカフェ)や「若者」(ユースプログラム)等、共通項を軸としたゆるやかな場を提供します。
- デイルームのレイアウトを変更し、より利用しやすい環境を作ります。
- 選択制プログラムでは、新しく「イラスト」「鉄道クラブ」「ランニングクラブ」を開始し、より利用者のニーズに合った活動を提供します。

実施内容等

P90の選択制プログラム、個別支援室「ベース」、デイルームの利用、合同プログラム、個別進行会議と同様。

4 障害者就労支援事業 <就労支援室ライズ>

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
3	調布市こころの健康支援センター障害者就労支援事業			市	○

精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいのある方を対象に、主に障害者雇用での企業就労を支援します。また、障害者雇用をしたい企業への支援にも取り組みます。ハローワーク、職業訓練機関、福祉サービス事業所、医療機関等と連携します。

目標と方針

- 福祉サービス事業所・医療機関・障害者職業センター・障害者職業能力開発校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労に向けて準備性を高める支援をしていきます。
- 就労準備支援では、面談を通じて、ご本人と支援者の信頼関係を作りながら、自身の課題や強みを整理し、自身が進む方向性を一緒に考える支援をしていきます。大事なキーワードである、生活リズムの安定、リフレッシュ方法の確立、体調管理の工夫、障害特性の把握等、共通理解を図っていきます。
- 就労定着支援では、希望に応じてセンターや職場での面談を行い、体調の変化や、職場でのストレス等について、話し合う機会を作ります。また企業や医療機関とも連携を図りながら、安心して働き続けるための支援をしていきます。
- メンバー同士、互いに交流したり情報交換したり、楽しくリフレッシュできるようなプログラムを実施します。プログラム内容についてはメンバーからの意見や希望を募ります。
- 体調や生活面の困りごと、またご本人が望む生活について、ともに考えていきます。
- 障害者雇用を始めたい企業、さらに進めたい企業からの相談を受け、当事者が長く働き続けることができるように、個別の企業に合わせた支援を行います。

実施内容等

項目		対象者	実施日時／内容
①就労相談支援		主に市内在住の精神障がい・発達障がい・高次脳機能障がいのある方で、概ね 18～65 歳の精神科等に通院しており、就労を希望している方	就労に関する相談、情報提供 ・自分に合った働き方や仕事に関する相談 ・訓練施設等の紹介・情報提供
②就労準備支援	面接		働くために必要な支援 ・就労に向けた自己理解の整理 ・障害特性の把握
	個別作業スペースの利用		月～金曜日 9:00～16:30 ・就労に向けた準備、自主ワーク ・利用日時は担当と調整
	就労準備プログラム		年間を通じて計画的に実施 ・ハローワーク職員の話、企業見学会 ・就労中のメンバーの体験談 ・強み弱みを把握するためのディスカッション
③就職活動支援			求職活動における支援 ・ハローワークと連携した求職活動及び同行支援 ・企業面接等への同行支援 ・応募書類作成の相談支援、模擬面接
④職場定着支援	面接 職場訪問		就職後の職場定着支援、企業との連携・調整 ・定期面接による近況の聞き取り ・職場訪問による企業担当者との情報共有
	プログラム	・就労ミーティング 毎月おもに最終土曜日 14:00～16:00 情報や意見交換、外出企画、スポーツ、女子会、クリスマス会、音楽鑑賞、ストレッチ体操、勉強会等 ・就労 SST 年 6 回土曜日実施 14:00～16:00 職場におけるコミュニケーションプログラム	
⑤生活支援		就職活動や就労継続のための生活支援 ・受診同行等を通じた体調管理 ・生活リズムの改善 ・金銭管理	
⑥企業支援		企業からの雇用や定着に関する相談 ・仕事の切り出し	

		・障害特性の把握、対応の工夫
⑦連絡会の開催及び出席	職員	各会議ともに年数回実施 ・調布市障害者就労支援実務者会議（事務局） ・調布市高次脳機能障害者支援機関連絡会 ・障害者雇用連絡会議（ハローワーク主催） ・多摩地域障害者就労支援事業連絡会（任意の会） ・東京都障害者就労支援関係機関意見交換会（東京都主催）
⑧職員研修		・相談支援、就労支援に関する各種研修 ・ハローワークとの勉強会（履歴書作成、面接対策、雇用保険、制度理解など） ・就労支援機関との合同勉強会

5 発達障害者支援事業<<ぼぼむ>>

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
4	調布市こころの健康支援センター発達障害者支援事業			市	

発達障がいに関する相談、生活訓練やデイ事業、就労支援において、ご本人の特性に応じた対応を行います。

目標と方針

- 発達障がいのある方の特性を把握するために、心理検査や行動観察を通じたアセスメントをより精緻に行います。
- 正確なアセスメントに基づき、利用者の特性に合わせた支援を行います。
- 特性やご本人のニーズに合わせた SST を実施し、対人関係の形成・維持につながるコミュニケーション方法を獲得することで、社会参加に自信を持つことができるよう支援します。
- 地域において、発達障がいの特性への合理的配慮、環境整備が進むよう普及啓発事業を実施します。
- ライフステージや生活の変化があるなかでも、切れ目のない支援ができるよう、各関係機関との連携を強化します。

実施内容等

名称	対象	実施日	内容
カモミールの会 (当事者茶話会)	発達障がいのある利用者 (ライズ登録者含む)	月1回	発達障がいのある利用者同士の情報交換・交流の場

SST テキストコース	発達障がいのある利用者（ライズ登録者含む）	年3クール (1クール3回)	特性・ニーズにあわせたコミュニケーションの練習
ユースプログラム	10代後半～20代半ばの利用者	月1回	他者との交流を安心して、楽しく行える場の提供
個別支援室「ベース」	発達障がいのある利用者	月～金曜日 9:00～16:30	個別スペースで、パソコン、請求書チェック、切手整理等の個別作業で集中力や疲労度を把握する
発達障がい講演会	利用者、関係機関、市民	年1回	発達障がいへの理解を促進する。

6 指定特定相談支援事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
5	指定特定相談支援事業	○			

精神障がい者（児）、発達障がい者（児）が地域で安心安全な、その人らしい生活を送るために適切なサービス利用ができるようにサービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成します。

目標と方針

- 障がい者（児）福祉サービスの利用に必要な、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成するとともに、計画の進捗状況を確認するモニタリングを実施します。
- サービス等調整会議の実施等によって、関係機関同士の連携を図ります。
- 本人主体の質の高い支援が継続的に提供できる体制を整備します。

7 本人・家族支援

家族相談や学習会等家族への支援を充実するとともに、当事者同士が学びあい、支えあう関係作りを支援します。また、調布市精神障害者家族会「かささぎ会」への支援を行います。

目標と方針

- 利用者家族と調布市精神障害者家族会会員を対象に、定期的に学習会を開催し、医療や福祉制度のことや病気等に関する理解を深め、家族同士で情報交換できる機会を作ります。
- 利用者自身が体験談を発表することや、話しを聞く機会を設けます。
- 参加者に、どのようなテーマを取り上げてほしいかアンケートを実施し、参加者の興味・関心のあるテーマを取り上げていきます。

実施内容等

名称	対象	実施日	内容
家族学習会	センター利用者の家族 調布市精神障害者家族会（かささぎ会）	年9回	医療や福祉の制度のことや病氣、コミュニケーション等の学習会、茶話会などの交流会
家族会との連携	調布市精神障害者家族会（かささぎ会）	年4～5回	・懇談会 ・学習会、情報誌の連携

8 普及啓発事業

市民及び専門職に精神保健福祉の正しい知識や理解を深める機会を提供します。

目標と方針

- 精神障がい、発達障がいに関する情報提供、学習の機会を提供します。
- 広報誌「CoCo だより」では、読み手がより興味を持ちやすいプログラムの紹介に努め、当事者、家族会やボランティア団体の活動紹介とともに、魅力的な紙面づくりを行います。
- ひきこもりがちな利用者、センターに来所ができない状態の方には、継続的に広報誌を郵送し、つながりを維持できるよう努めます。
- ホームページにアクセスする方が、必要な情報をより得やすいサイトになるよう更新を行います。
- オンラインツールを活用するなど、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した講演会を実施します。

実施内容等

	対象者	実施日時	内容
講演会の開催	市民・関係機関等	年4回	就労・病氣等
『CoCo だより』の発行	利用者・関係機関及び市民	年6回 偶数月1日発行	約1600部発行 センターの活動紹介、地域資源の情報
ホームページによる情報提供	利用者・関係機関及び市民	随時	活動紹介、講演会案内等
作業所製品販売	市民	月～土曜日 9:00～17:00	調布市作業所等連絡会の菓子販売協力

9 地域との連携

市内の精神保健福祉関係機関や地域の市民団体と連携し、地域に根ざした運営を行います。

目標と方針

- 調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会の事務局として、地域課題を共有し、各機関が連携して支援を行うための顔の見える関係づくりを進めます。調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会は「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）」における協議の場としても位置付けられており、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- 布田地区小地域交流事業と共催で、施設の地域開放、近隣住民との交流のために、「調布市こころの健康支援センター地域のつどい」を開催します。
- 地域行事に協力し、センターに対する理解を広げるとともに、利用者の地域行事への参加機会を増やします。
- 講演会の開催や事業へのボランティア参加を通じて、精神保健福祉への理解を促進します。
- ボランティアや当事者の参加により運営されている、社会福祉協議会「ひだまりサロン事業」に協力します。
- 事業報告書等を関係機関に配布し、センター事業の役割・効果について周知を図ります。

実施内容等

名称	対象者	実施日	内容
調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会事務局	精神保健福祉及び発達障がい関係機関	世話人会年4回 連絡会年4回	関係機関の学習会及び情報交換、地域課題の抽出、共有（事務局）
地域のつどい・布田わくわくひろばまつり 歌声ひろば 布田小梅まつり（小地域交流事業共催）	地域住民・利用者・ボランティア	行事：年3回 会議：年6回	地域住民、学校との交流、利用者も参加した活動機会の提供、センター事業の普及啓発
布田小地区ハッピータウン協議会（地区協議会）	地域住民	行事：適宜 会議：年6回	運営委員として参加
自治会事業への協力	地域住民	年1回	自治会秋祭り休憩場所提供
サロン「木洩れ陽」	精神障がいのある人・近隣住民	月2回	ボランティアと昼食を食べながら交流
サロン「CoCo オアシス」	精神障がいのある人・近隣住民	月2回	ボランティアとお茶やお菓子で交流

団体室の貸出	市内精神保健福祉 機関・隣接自治会	日曜・祝祭日・年末 年始を除いた日 9:00～21:00	利用団体の活動に関する 会場提供
--------	----------------------	------------------------------------	---------------------

10 運営管理業務

(1) 調布市こころの健康支援センター運営委員会

- 事業の円滑な運営、実施について協議するとともに、新たな課題を検討します。

(2) 苦情・相談窓口

- 法人の定める要綱に従い、サービス利用に関する苦情受付担当者と苦情解決責任者を定め迅速な対応を心掛けます。

(3) 危機管理体制の整備

- 利用者の安心安全を守るように、事故の未然防止と的確な緊急対応に努めます。

(4) 職員の資質の向上

- 精神保健福祉、発達障がい、ひきこもり支援に関する専門性を向上します。
- 精神科医師、保健師、臨床心理士、作業療法士の指導助言により専門性を向上します。

(5) 事業・建物管理

- 障害福祉課、健康推進課、公益社団法人シルバー人材センターなど関係機関と連携して、円滑な運営に努めます。

実施内容等

事業名	対象者	実施日	内容
運営委員会の開催	運営委員	年3回開催	事業運営についての協議、意見交換
避難訓練の実施	センター利用者・職員	年4回実施	利用者も参加して避難訓練の実施